

令和元年12月11日

魚沼市議会議長 遠藤 徳 一 様

総務文教委員会

委員長 本 田 篤

総務文教委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 所管事務調査について
(2) 閉会中の所管事務等の調査について
(3) その他

- 2 調査の経過 12月11日に委員会を開催し、付託案件の審査を行った。
所管事務調査については、第二期魚沼市子ども・子育て支援事業計画(案)について、広神中学校・湯之谷小学校結露調査の結果について、市有バスの事故防止対策について、及び細野地区へのロータリー除雪車譲渡について執行部から説明を受け、質疑を行った。
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。
その他で、行政視察の総括については、視察報告書の内容を確認し、議長に報告することとした。また、議会報告会の意見・要望の取り扱いについて、対応区分を協議した。

総務文教委員会会議録

1 審査事件

- (1) 議案第 95 号 魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正について
- (2) 議案第 96 号 魚沼市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- (3) 議案第 97 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について
- (4) 議案第 98 号 魚沼市役所の位置を定める条例の一部改正について
- (5) 議案第 99 号 魚沼市役所新庁舎移転に伴う関係条例の整備について
- (6) 議案第 100 号 財産（サーバ機器等）の取得について
- (7) 議案第 101 号 財産（魚沼市庁舎設置什器購入その 1）の取得について
- (8) 議案第 102 号 財産（魚沼市庁舎設置什器購入その 2）の取得について
- (9) 議案第 103 号 魚沼市庁舎建築工事請負契約の変更について
- (10) 議案第 104 号 魚沼市新市建設計画の変更について

2 調査事件

- (11) 所管事務調査について
 - ・ 第二期魚沼市子ども・子育て支援事業計画（案）について
 - ・ 広神中学校・湯之谷小学校結露調査の結果について
 - ・ 市有バスの事故防止対策について
 - ・ 細野地区へのロータリー除雪車譲渡について
- (12) 閉会中の所管事務等の調査について
- (13) その他
 - ・ 行政視察の総括について
 - ・ 議会報告会の意見・要望の取り扱いについて

3 日 時 令和元年 12 月 11 日 午前 10 時

4 場 所 広神庁舎 301 会議室

5 出席委員 星野みゆき、大桃 聡、大平恭児、志田 貢、大平栄治、渡辺一美、
本田 篤、（遠藤徳一議長）

6 欠席委員 なし

7 説明員 佐藤市長、梅田教育長、森山総務政策部長、堀沢教育委員会事務局長、
武藤総務政策部副部長、坂大総務人事課長、吉澤企画政策課長、
大塚財務課長、斎藤学校教育課長、広井子ども課長

8 書 記 磯部議会事務局次長、高橋主任、今井主任

9 経 過

開 会 (10:00)

本田委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから総務文教委員会を開会いたします。
本委員会に付託されました議案について審議願います。

(1) 議案第 95 号 魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正について

本田委員長 日程第 1、議案第 95 号 魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正について
を議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

佐藤市長 ありません。

本田委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大平(恭)委員 今回、給与条例に関する改正が、人事院勧告が出されてやるわけですけど、
これは適用については若年層というふうにいわれましたけれども、主に職員数からいくと
どの程度になるのか、把握していただけますらお願いします。

森山総務政策部長 新旧対照表を見ていただきますと、行政職の給料表であると 5 級の途中
までということになっております。おおむね 34 歳以下。影響者について 156 人というふう
に私どもの数字はつかんでおります。

大平(恭)委員 もう一点伺いますが、会計年度任用職員が来年から始まるわけですがけれど
も、その適用については今回の給与条例改定と同じような形で行われるのか、それともこ
れは連動していないのか、そこら辺について伺います。

森山総務政策部長 議案第 96 号で出ささせていただいております、そのとおりにさせていた
だきたいと思っております。

大桃(聰)委員 住居手当も値上がりするということになってはいますけれども、これだけ上げ
る明確な理由みたいなのは勧告あるいは人事委員会のほうから来ていますか。説明できま
すか。

森山総務政策部長 こちらにつきましては、県の人事委員会勧告ではなくて、国の人事院勧
告に基づく改定ということでございます。国のほうでの調査をした結果が、今現在の住居
を用意している状況がこういう状況だったということで勧告をされたと私どもは認識して
おりますので、そのとおりに今回手当てをさせていただいたということではありますが、家
賃の下限額が引き上がっておりますので、安いアパートとかを借りていると逆に手当がマ
イナスになってしまうという現象が今回はございます。実際に計算をしてみますと、住居
手当の増額の対象者が今現在 24 人、減額対象者が 72 人ということで、逆に下限額が引き
上げられたことで手当額が下がってしまうという現象が地方では起きております。従いま
して、このまま 4 月からということになると、来年度の 1 年間でトータルをしますと 130

万円程度、住居手当は減額になってしまうというような試算が私どものほうではつかんでおります。

大桃（聰）委員 私、何回も言っていますが、人事院勧告ですとか県の人事委員会とかの勧告にそのままするんじゃないかと、今の減額の対象になるというのは、ここら辺の田舎の住宅事情というか家賃、そういうことの関係で下がるわけですから、それは市独自の基準なんかあってもいいんじゃないかと私は思うんですけど、そういった考えはないですか。

森山総務政策部長 実際に給料と手当を全て合わせて給与というような言い方でしておりますので、例えば給料についてはそういった人事委員会とかに合わせて、ほかの手当を実情に合わせてということでも、なかなかそれはつじつまが合わないというようなことになるかと思えます。ですので、給料についても地域の実情に合わせた調査をしろというご意見も以前からありますが、それぞれの企業にお声がけを1回させていただいた経過もありますけれども、協力をしていただけなかったということがありますので、今現在こういう形でさせていただいているということでございます。

大桃（聰）委員 今、給料の話はしていません。全体で給料とおっしゃるのはそうだけど、給料じゃなくて手当の部分。これが要は中央というか都会と実情が合ってなくて下がれば支給が減るということについて、東京じゃなくてこっちの事情で決めたほうがいいんじゃないのという話をしているんで、給与のことを各市内の事業所に問い合わせようとするのは今言っていないです。この住宅のところはもらっている人が減るわけですよ。そういうのが実情と合っているのかどうかという、そこを市としては独自ということをやらないのかと聞いているんです。

森山総務政策部長 住居手当に限らず手当はほかにもございます。そういうところを、もし住居手当だけを見直すという話ではありませんので、そうなりますとそれぞれの手当等についても現状、地域に合わせた調査をしなければならなくなりますし、そうしなければ合理的な理由というのが出てこないということになりますので、今現在は人事院の制度に準拠してやらせていただきたいという考えは市の考えであります。

大桃（聰）委員 今ほかの手当もということがあるとおっしゃいましたが、今後、そういうふうにしていくつもりがあるのかどうか。

森山総務政策部長 今現在は、現行の制度で行っていきたくて考えています。

渡辺委員 今のことに関連して質疑させていただきますけれども、例えば中核市といわれているようなところでも、実は福祉の場面ですと生活保護の住居費というところでは、魚沼市は3万円くらいが限度だったと思うんですが、中核市でも魚沼市よりも低いところも実際にはあります。少しそういった関係の方たちと話をしたときに、20万の中核市でありながら2万9,000円が限度なんですというようなお話で、でも実際にその都市ではその金額で住居が採れるということでした。ですので、福祉関係ですとちゃんと実態調査をしながらしているところがありますし、そのあたりも含めて、私は今後どうするではなくて、調査の仕方ができるのかどうかということは今後検討していただけたらと思うんですけど、いかがでしょうか。

森山総務政策部長 調査というところについては今後検討の余地はあるかもわかりませんが、現行、人事院の勧告に準拠して行っているといった方針は、これからも、今現在というこ

とですが、続けていきたいということでもありますので、今後の検討課題とさせていただきますと思います。

本田委員長　ほかにございますでしょうか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第 95 号について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(「異議あり」と呼ぶ者あり) 異議がありますので、挙手にて採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。(挙手多数) 挙手多数であります。よって、議案第 95 号 魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(2) 議案第 96 号 魚沼市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

本田委員長　日程第 2、議案第 96 号 魚沼市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありますか。

佐藤市長　ありません。

本田委員長　これから質疑を行います。質疑はありますか。

大桃(聰)委員　さっきの正職のところは 156 人影響して、445 万 6,000 円全体にふえると。こっちのほうはどうなるのか教えてください。

森山総務政策部長　この議案第 96 号になりますと、新たに 4 月からこの制度が開始されるということでもあります。今現在の非常勤職員等がここにシフトされるということではありますが、給料の格付け等についてもまだきちんと決まっている部分ではなく、今それが最終段階に入っているというようなところでございますので、今現在とこれから 4 月でどうなるかという数字は今出していない状況であります。

大桃(聰)委員　4 月から適用になるということでもいいんですね。正職は 27 日に差額、4 月にさかのぼってやるわけだけど、差額が出ると。これは今していないから 4 月から適用。そういうことでもいいんですね。

森山総務政策部長　お見込みのとおりであります。

大平(恭)委員　確認なんですけども、以前お聞きして私忘れてたかもしれないんですけども、会計年度任用職員の適用については、市でいうと臨時、日々雇用などの本当にごく短時間の方々。本当に必要なときにだけ働いているの方々も適用になるという理解でよろしいですか。

森山総務政策部長　そのようになります。

本田委員長　ほかにございますでしょうか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第 96 号について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 96 号 魚沼市会計年度任用職員の給与

及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(3) 議案第 97 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について

本田委員長 日程第 3、議案第 97 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

佐藤市長 ありません。

本田委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大桃（聡）委員 この中で削除される方がいっぱい出てくるわけですけども、この方々はまた別な規則かなんかでみるというお話ですが、それはいつ出てくるんですか。

森山総務政策部長 規則になりますと条例事項ではもちろんないということではありますが、令和 2 年 4 月 1 日からこれを実施したいということですので、それまでにきちんと規則は整備をさせていただきたいということですのでございます。

大桃（聡）委員 その 4 月 1 日からこれが抜けるわけですから、それにあわせてということで空白の期間がないようにしていただければと思いますが、いいですか。

森山総務政策部長 そのようにさせていただきます。

本田委員長 ほかにございますでしょうか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第 97 号について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第 97 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(4) 議案第 98 号 魚沼市役所の位置を定める条例の一部改正について

本田委員長 日程第 4、議案第 98 号 魚沼市役所の位置を定める条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

佐藤市長 補足説明の中で一部舌足らずなところがありましたので、追加をして説明させていただきたいと思います。

森山総務政策部長 先日の補足説明の中での質疑で、特に堀之内庁舎について今現在教育委員会が入っている。その教育委員会が新庁舎に移る時期の部分とあわせて、それが遅れた場合、この条例が施行されるとこの条例と合わないのではないかという質疑がございました。これにつきましては、教育委員会の部局というようなところの話ではありますが、今回の位置を定める条例については、本庁舎と北部庁舎ということで条例改正案は出させていただいております。教育委員会の事務室については、このような形になっても法令上は特

に問題がないということで確認をしてございます。でありますので、今回5月7日までは教育委員会が新庁舎に移らず、当分の間、今の庁舎で事務を執ったということであっても、この条例が違っているということではございませんので、そこは確認できておりますので、まずはご報告をさせていただきます。また、教育委員会の移る時期ということではありますが、今現在関係する団体等とにぎわいづくりについて協議等を行っております。その協議がまだまとまっておはりませんが、前向きな方向で今進んでいるというところではあります。5月7日に教育委員会が、これによってある程度にぎわいづくりができるという見込みがまだここで明言できる状態ではございませんので、もうしばらくしっかりと議論をした中でまた後日報告をさせていただくようなことで今動いておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。補足は以上であります。

本田委員長　これから質疑を行います。質疑はありますか。

志田委員　今回の議案98号は、特別議決ということで大変重要な案件だと認識しております。市役所本庁舎と北部庁舎の位置を決めるということで、いよいよ5月7日の新庁舎開庁に向けて進んでいくわけですが、それに向けては私を含めて市民の皆さんも新庁舎ということで、職員の皆さんの市民サービス、あるいは行政サービスに期待しているところだと思っております。ちょうど1年前、総務委員会で機構改革ということで提案がありまして、北部事務所という名前が機構の中で決まったわけですが、1年前、市長は答弁の中で、今までどおり支所とならなくても、事務所であったとしても今までどおりサービスは低下させない。それ以上のものを期待してほしいというような答弁がありました。1年経ったわけですが、今、市長はその気持ちに変わらず、またあるいはどういふふうな具体的なサービスを考えているのか、もしありましたら答弁のほうお願いをしたいと思います。

佐藤市長　組織機構の部分ではありますので、この庁舎の位置を定めるのとはちょっと違いますけれども、ご質問いただきましたのでお答えさせていただきたいと思っておりますが、新たな年度に向かっても、しっかりとそのことは意識をして取り組んでいきたいと思っておりますので、1所長2次長制度はしっかりと取り組みをさせていただいて、役割分担をしながら、地域の皆さん方にしっかりと寄り添う形ではつくっていききたいと思っておりますので、特に今観光の部分が非常に手薄になっておりますので、この後また組織機構のほうで皆さん方からご検討いただく部分があるかと思っておりますけれども、やっぱり只見線沿線の北部地域の商工観光についてはしっかりと見れるような形をこれからつくっていききたいと思っておりますので、現状からさらに一步前に進める形で仕組みができればいいなと思っておりますので、皆さん方からもまたご協力いただきたいと思います。

志田委員　現状からまた今一步進んだ形をつくっていければという答弁がありましたけれども、若干位置を決めるところからかけ離れている質疑になるかもしれませんが、私もやはり北部地域の住民の一人の中として、また住民の代表でもありますので少し住民の皆さんからいただいた声を質疑の中に入れてもらいます。より良いサービスということになりますと、やはり北部地域に関すれば入広瀬地区も含めてその地域を熟知した職員、あるいは顔見知りの職員ということになると市民の皆さんも安心できます。そういった部分からコミュニケーションも図りやすいと思っておりますので、そういった職員の配置に関しても十

分なサービスを考えているのか、あるいは市の中においていろいろな部局との関係の中で適材適所という意味合いでの配置になるのか。私の希望としては十分熟知した職員を配置していただけるようなことをお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

佐藤市長　　これまで入広瀬地域担当、守門地域担当ということで、それぞれ出身地の人が一番事情がよくわかるだろうということで配置をさせていただきました。これからは職員が少なくなっていく中で、どういうふうな配置が必要かというのは検討していかなきゃいけないと思いますけども、いずれにしても地域事情がしっかりと理解できる、地域整備は特にそういうところに影響してくると思うんですけども、地域事情がよくわかる職員ということで、その出身地域にこだわらずにその地域をよく知る人をできるだけ配置したいと思っております。まだスタートして日が浅いわけでありますので、しっかりとこのことを形づける意味で必要かなと思っておりますので、今後についてもしばらくの間はそういった意識を持ってやっていきたいと思っております。

志田委員　　ちょうど1年前の総務委員会では、なぜ支所にしないんだという質疑が多くあったんですが、支所にこだわらず今まで以上のサービスを進めていきたいという答弁があった中で、その考え方は変わっていないのかどうか確認の意味で答弁をお願いしたいと思います。

佐藤市長　　基本的には所信は全然変わっておりませんので、今の現状をさらに一步前に進めるという形で進めていきたいと思っております。

大桃(聴)委員　　先ほど部長のほうから堀之内庁舎の教育委員会の件の話をいただきました。5月7日までに決まらないというような予測があると。なので明言できないというお話しでしょうけども、そうならない、5月7日までに決まらない懸案事項というのは何なんですか。

森山総務政策部長　　市長のお話にも以前からあったように、堀之内地域のにぎわいづくりという部分で、教育委員会また病院とかというところが動いてしまうとにぎわいづくりに支障が出るというようなところから始まって、それが今度は中心市街地の部分で、堀之内商工会館あたりが空き家になってしまうとにぎわいづくりに支障が出るのではないかというような懸念の中で、そこも含めたにぎわいづくりを創出するためにどうするかというところが懸念材料であるという現状であります。商工会さんにおいては堀之内庁舎に移りたいというような意向が今現在ある中で、それではもし移った際にはそこをどういうふうにするかというところを今現在関係団体等といろいろな折衝なり協議を進めているというところでありまして、そういうところがまだ固まっていないというのが先ほどの話であります。

大桃(聴)委員　　堀之内庁舎をにぎわいづくりだって今の話しますけど、そういうので商工会に入ってもらおうとかそういう使い方するのであれば、教育委員会がいること自体がプレーキになっているということだと私は思うんです。堀之内の人たちが教育委員会に堀之内庁舎に残ってくれというお話なのか、今の庁舎をにぎわいづくりの施設として活用したいのかというのは、相反する話だと私は思うんですけども、どうもやろうとしていることがわからないです。市長の公約があったからということで、教育委員会をそこに残すというような話なんだろうけども、その辺は前話したのが違うということであれば、その辺か

ら話ししないとだめだと思うんですけども、その辺についてはいかががお考えですか。

森山総務政策部長 堀之内庁舎に今団体から入っていただいて、そこを使っていただくという事は、今進めているところでありますけれども、それに伴って堀之内の中心市街地、主に中心地と今言われている堀之内本町であるとか上仲町であるとか、そういうところのにぎわいも継続をした流れが必要であろうと。そういう考えから今この話をさせていただいているということでありまして、例えば商工会が今の堀之内庁舎に移ってきていただくのは本当に結構なことだとは思いますが、それに伴って堀之内本町であるとかそういうところが少し空洞化をするということのないように、今市としては考えながら進めているということでもあります。できるだけ早くその結論を出したいということを進めているということでもあります。

大桃（聰）委員 だから庁舎を使う話と中心市街地のにぎわいをどうするか、別の話じゃないんですか。私はそれを言っているんです。教育委員会が出てもらうことは別にいいじゃないですか。教育委員会が出ることによってまちのにぎわいづくりができないという話じゃないし、商工会さんがこっちに入ってくれるなら入ってもらえばいい。入ったことによって真ん中辺がなくなるからそれどうするという話は、堀之内庁舎をどうするという話とはちょっと違うんじゃないですか。どう思いますか。

森山総務政策部長 そういう議論もあるかもわかりませんが、やはりまちづくりと庁舎の活用もセットで考えていくべきではないのかなと考えながら、今進めているところであります。

大桃（聰）委員 さっきから言っているように、教育委員会がそこにいるからにぎわいがあるなんてことはないと思うんです。教育委員会がいる場所はもうできるんだし、本庁舎に。そこに教育委員会がいれば商工会なりにぎわいづくりのスペースが減るわけです。だからとっといなくなつて、それに向けて動いたほうがいいと思うんです。先ほどから部長は早めとおっしゃいますけど、小出の図書館の件もありまして、小出の中心のにぎわいづくりなんて全然計画ができない。その中で総花というか、実際にやっていることがつじつまが合わないような話をしていると、いつになつてもできないと思いませんか。

森山総務政策部長 そうならないように、スピード感をもって進めたいと今やっております。

大平（恭）委員 先ほどの志田委員の議論の関連なんですけど、新たな観光も含めた体制づくりということをおっしゃいました。でも人口減少や高齢化が一番進んでいるのが北部地域であります。この懸念というのは今の北部事務所。私も住民の方から伺うんですけども、本当にこのままやってくればいいんだけど、なかなか高齢化と人口減少が進むところで本当にそれができるのかという心配の声もいただいております。これは、そういう状況が今後進むわけですけども、それについて一定程度、そこさっき市長が言った部分も含めて体制等を考えてやられるのか、そこをまず1点伺います。

佐藤市長 少子高齢化が進んだとしても、そこに生活の拠点があれば、そこはしっかりと見ていくのがまず原則だろうと思います。人口減少問題をここで議論してもなかなか解決する部分ではないと思いますけれども、いずれにしても市民が生活していくうえで負担となったり、また不便であったりすることがないようにしていくというのが基本だと思いますので、これほかの地域も含めて公平に扱っていかなければならないと思いますけれども、そ

れだからといって人員を減らしていいって話にはならないんじゃないかなと、私は思っていますので、そこはしっかりと見ていきたいと思っております。

大平（恭）委員　今の北部事務所と入広瀬分所。入広瀬のほうは今後地元の方々と協議をして、行政機能も含めて検討されるという話を伺っていますけれども、この関係というのは今市長が言ったとおり、北部事務所と入広瀬分所の関係というのは今後もこういう形で進めるということよろしいですか。

佐藤市長　基本的には今のスタンスを継続するという事で考えています。

大平（恭）委員　また前に戻って申し訳ないんですけども、ちょうど1年前、先ほど志田委員がおっしゃったとおり、突如として北部振興事務所を北部事務所とするということが出されました。私は当時それを聞いて非常に異論を覚えたし、ちょっとどうかと、乱暴だなというふうに思った一人であります。そのことの経過について、私はこれまで前市長の時代から基本構想まで取りまとめ、基本計画もしながら、住民と議会へと議論も説明も十分行いながらきたわけです。そうしたときに突如として議会への説明、住民への説明もほとんどなく、名称変更のみで議会に挙げたということについては、私は本当に今でも疑問に思っている一人であります。そのことについて、一連の経過について、市長は総括的にどのように考えていらっしゃるのか、まず1点伺います。

佐藤市長　庁舎の位置に関する質問じゃありませんので、これがいいのかわかりませんが、当初、支所という名前が果たして本庁舎と同じ機能をそこに持っていく、縮小した形で持っていくのかどうかというのを担当のほうに聞いてみたら、そうではなくて、支所という名前は使っているけれども、今の北部振興事務所の現状になったのが本来の形なんだという話を聞かせてもらいましたので、名前を取るか実を取るかという形になると思いますので、支所という名前を使わなくても現状をしっかりと市民にサービスが提供できる仕組みができればいいだろうというようなことで、振興事務所の振興を取って北部事務所にさせていただいたというのが現状でありますので、そのことについては各自治会の会長さんを含めて市民の説明をしっかりとしてきたつもりでありますので、今この議論をここですべきではないと私は思っております。

大平（恭）委員　今議論するべきではないという話をされましたけれども、やっぱりここは大事だと思うんです。名前といいましたけれども、基本計画にきちんと載せたわけなんです。名前ではないわけです。それはごまかさないでいただきたいし、支所というのは法令上に位置づけられた支所であるということでもありますし、ちゃんと条文に1項起こしてやったわけですから、名前ばかりではない。そのことの意味は非常に大きいと思います。私が問題にしているのはそういうことを、計画を変えるときにちゃんと議会に、少なくとも議会に対して提案の理由、経過を詳細に明らかにするべきだと思います。それで質疑の中でいろいろ考え方がわかってきたというのが、ちょうど1年前の委員会だったはずなんです。そういったことを市長がどういうふうに考えて、意見を持ってらっしゃるのか、それを伺っているんです。

佐藤市長　行政組織条例でもう既に議決をされている案件ですので、そこで議論はされてきたと私は認識しております。

渡辺委員　本会議での質疑の中でもあったんですけども、本来であれば庁舎の一本化と支

所というのが当初の計画だったわけですので、それが変わると。当然のことながら、ここにもう一つ庁舎があるということになると、一本化してプラス支所だという話とはちょっと違うように見受けられます。そのところを、これが3分の2の特別議決だということをしつかりと踏まえれば、やはりもう少し丁寧な説明が本来であればなされなければいけなかったのではないかと考えておりますが、ここまで来たのでどうするかという話になるかと考えております。今ほど組織としては事務所だということなんですけれども、そうしますと、今後は、今までは守門庁舎のことを北部事務所というふうに何となく読み替えて呼んでいたようなところがあります。北部事務所が守門庁舎の中に入っていたんだと捉えてきていたんだと思いますけれども、ただ皆さんは北部事務所ということで、そこが事務所なんだという感じに受け止められていた。愛称みたいな感じになるんでしょうか。だと思います。そうしますと、これまでの堀之内庁舎、広神庁舎、湯之谷庁舎、入広瀬庁舎ここはこれまでどおり使うわけですが、そうしたものの呼び方、呼称ですとかといったものは今現在考えてらっしゃいますでしょうか。

佐藤市長　今ここに市役所の位置を定める条例に提案させていただいたのは、組織条例に基づいて北部事務所と本庁舎ということで、2つの組織を今、組織条例では持っているわけですので、その位置を定めるお願いをさせていただいているということでもありますので、ほかの庁舎のことについては既にこの位置条例からも組織条例からもないわけですので、施設としての機能はまた別に考えればいいことだと思いますので、そういったことでご議論いただければありがたいと思います。

渡辺委員　当然そういったことで議論させていただいております。それで、もうなくなるわけですから、当然なくなるわけです。そのときに今後は全体を通して議論しなきゃいけないんだ、なんでこれが3分の2の特別議決かといったら、市のいろいろなあり方というのがこの中で決まってくるので特別議決だと思います。位置も含めてですけれども。そういった意味では私は今後考えていきますとかといった答えが出てくるのであればわかりますけれども、全く関係ないんですみたいなことを言われてしまうと、ちょっとそれは違うかと思いますが、そのあたり今後庁舎ではなくなる場所についてのものについては今後どのようにお考えになるつもりでしょうか。

森山総務政策部長　今回の条例の一部改正で、堀之内、湯之谷、広神、そういった庁舎がこの条例からは落ちてきて、名称がなくなるといったお話しかと思います。その中で湯之谷については、こちらを公民館にするということで議案を出させていただきますので、そこはそういった名称が変わって、堀之内と広神をどうするかというところになりますが、法律あるいは条例で定めなければならないものというのは、当然決まっているわけですので、そこに定めなくてもよい箱については条例事項ではないということになれば、何らかの形でしきりながら示さなければ、ここに入ってくださいという募集をかけるにしても、ここを買ってくださいという公募を出すにしても、やはり何らかの名称というのは必要になるというところについては、事務方としては認識をしております。今現在それをどうするかというところまで決まっておられません。これからの検討事項と考えておまして、それは今年度中に方向性を出したいと考えております。

渡辺委員　そうしますと、5月7日に改められるときには、ほかの庁舎についても名前がき

ちんと改められて、きちんと呼べるような形になると理解してよろしいですか。

森山総務政策部長　すべての庁舎、今ある既存庁舎が条例上で名称をつけられるかどうかというのは別にいたしましても、呼び方というものについてはある程度方向性を出したいと考えております。

本田委員長　ほかに質疑はございますでしょうか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第98号について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第98号 魚沼市役所の位置を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(5) 議案第99号 魚沼市役所新庁舎移転に伴う関係条例の整備について

本田委員長　日程第5、議案第99号 魚沼市役所新庁舎移転に伴う関係条例の整備についてを議題とします。執行部から補足説明はありますか。

佐藤市長　ありません。

本田委員長　これから質疑を行います。質疑はありますか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第99号について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第99号 魚沼市役所新庁舎移転に伴う関係条例の整備については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(6) 議案第100号 財産(サーバ機器等)の取得について

本田委員長　日程第6、議案第100号 財産(サーバ機器等)の取得についてを議題とします。執行部から補足説明はありますか。

佐藤市長　ありません。

本田委員長　これから質疑を行います。質疑はありますか。

大桃(聰)委員　一般競争入札なんですけど、このソフト・ドゥという会社1者なんですけど、市内業者ということで1者しかいないという、そういうことでよろしいですか。

森山総務政策部長　募集は市内業者ということで募集をかけて、最終的に応募が1者であったということでもあります。

大桃(聰)委員　予定価格を決めるわけなんですけども、この辺の見積もりは内部でどんなんやってやっているんですか。どこかから見積もり取るんですか。

森山総務政策部長　今回の入札に当たっては3者から見積もりを徴して対応させていただきました。

大桃(聰)委員　先ほど市内に1者、手を挙げた人がここなんで1者なんでしようけども、入札に入れる方、その見積もりを取った3者ということでいいんですか。それだけであると

ということですね。

森山総務政策部長 そのとおりです。

渡辺委員 今回の契約のケースとはちょっと違うかもしれないんですけども、先般の一般質問の中で公共施設の中に磁気ループを設置するというお話だったので、そうしますと、W i F i とかがこの磁気ループを設置することによって影響があるかというところを聞かせていただきたいんですけど。

武藤総務政策部副部長 今ほどの磁気ループのお話ですが、新庁舎につきましては議場の傍聴席に磁気ループを設置いたします。磁気ループにつきましては磁場で補聴器の支援を行うシステムでございますので、W i F i の電波とは直接影響はございません。

本田委員長 ほかにございますでしょうか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第 100 号について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 100 号 財産(サーバ機器等)の取得については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(7) 議案第 101 号 財産(魚沼市庁舎設置什器購入その 1)の取得について

本田委員長 日程第 7、議案第 101 号 財産(魚沼市庁舎設置什器購入その 1)の取得についてを議題とします。執行部から補足説明はありますか。

佐藤市長 ありません。

本田委員長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

大桃(聴)委員 前に聞いたような気がするんだけど、文具組合の構成、人数とかお名前があれば教えていただきたいんですが。

武藤総務政策部副部長 文具組合の構成の数につきましては、個人、法人含めまして 7 者となっております。構成員の名前につきましては、前回議決いただきました建具組合と同じように、構成員の氏名、名称までは控えさせていただきたいと思います。

本田委員長 ほかにございますでしょうか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第 101 号について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 101 号 財産(魚沼市庁舎設置什器購入その 1)の取得については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(8) 議案第 102 号 財産(魚沼市庁舎設置什器購入その 2)の取得について

本田委員長 日程第 8、議案第 102 号 財産(魚沼市庁舎設置什器購入その 2)の取得についてを議題とします。執行部から補足説明はありますか。

佐藤市長 ありません。

本田委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第 102 号について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 102 号 財産(魚沼市庁舎設置什器購入その 2) の取得については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(9) 議案第 103 号 魚沼市庁舎建築工事請負契約の変更について

本田委員長　日程第 9、議案第 103 号 魚沼市庁舎建築工事請負契約の変更についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

佐藤市長　ありません。

本田委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第 103 号について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 103 号 魚沼市庁舎建築工事請負契約の変更については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(10) 議案第 104 号 魚沼市新市建設計画の変更について

本田委員長　日程第 10、議案第 104 号 魚沼市新市建設計画の変更についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

佐藤市長　本件についても補足説明の中で一部舌足らずなところがありましたので、担当部長のほうから説明させていただきます

森山総務政策部長　先般の提案理由の説明、補足説明の後の質疑におきまして、新市建設計画の変更案が今の情勢に合っていない記述であるので、そういうところについて具体的にどの事業をやるのかというご指摘をいただいております。その 2 点について再度補足をさせていただきたいと思っております。

まず、変更計画案の記述であります。こちらについては県のほうにこの変更計画案を出す文書でございます。これについては事前に県との協議をする中でどのような形にするのがよいかという協議をして、それで県と検討を重ねた結果、この形でいいという協議が整ったうえでこれを今回出させていただいたものでございます。前回の 5 年間延長する際も同じような形での変更であります。今回の新市建設計画の変更については、県との協議の中では登載事業の実施を行うための変更。これは計画期間の延長をすれば十分であり、また、事後的に登載事業を変更することは今回の法改正の趣旨に鑑みるとあまり想定されておらず、今回提案したとおり、計画期間の延長と延長した期間分の財政計画の追加のみとする内容でいだろうということで県との協議を進め、県からの内諾を得ているところ

でありますので、今回このような形で変更計画案を出させていただいたものでございます。

なお、県との協議の中で延長期間の予定事業の具体的な部分であります。この新市建設計画の変更案にあります 41 ページをご覧くださいと思いますが、41 ページの中の事業であります教育センター設置事業、こちらについては具体的には教育センター設置のための、今想定をしている小出郷図書館の大規模改修。それから同じく 41 ページの小中学校の学区の再編事業で、残った学校の大規模改修であるとか解体、それから 45 ページになりますが、庁舎整備事業の部分において既存庁舎の改修及び解体、その 3 点について主にこれから残っている事業ということで、県との協議の中では話をさせていただいていることを申し添えます。補足説明は以上であります。

本田委員長　これから質疑を行います。質疑はございますでしょうか。

大平（恭）委員　まず、今、対象事業を挙げていただきましたけれども、3 点。今、実際問題、合併特例債をどの程度使っていて、限度額を 230 億円くらいじゃなかったかと思うんですけども、この事業についてはどの程度見てらっしゃるのか、見積もりで結構ですのでお示してください。

武藤総務政策部副部長　特例債の今後の計画でございますので、財務課長に答弁をさせます。

本田委員長　ここでしばらくの間、休憩といたします。

休　　憩（10：58）

再　　開（11：10）

本田委員長　休憩を解き、会議を再開いたします。

それでは先ほどの継続とさせていただきます。改めまして答弁を求めます。

大塚財務課長　先ほどご質問いただきました合併特例債の関係ですが、まず発行可能額につきましては、全体で約 239 億円が発行可能額の全体額となっております。それに対しまして、平成 17 年度から平成 30 年度までの発行済額が約 131 億 6,000 万円というのが現状となっております。それに加えまして今年度これから借入れになりますけれど、新庁舎の分がおよそ 20 億円程度追加で借入れになるというのが現状となっております。それに対しまして、新市建設計画で新たに延長したという部分について、その部分につきましては、今のところの見込みとしましては約 14 億円程度を見込んでおります。

大平（恭）委員　教育センターなんですけど、これ小出郷図書館の件からそういう意図があった、つくろうという話をしていたのか、これ新市建設計画ですから当初からきつと議論して計画をそれぞれ練っていたと私は思うんですけども、突然ばたばた感でこれが出てきたのでこれを対象事業とするという感が私ぬぐえないと思うんですけど、そこら辺については教育センターについてはどういうお考えで来たんですか。

吉澤企画政策課長　新市建設計画の中に教育センターの設置ということで登載を既にされていたということは、当然その設置について合併当時から議論がなされていたということでもあります。教育センター、当時単独の建物とするか、あるいは既存の公共施設を活用するかということについては、恐らくそのときはそこまで議論が至っていなかったのではな

いかと思います。今回、公共施設再編の一環としまして、その中で教育センター設置を可能な施設に機能を統合する、複合化させるということで、新市建設計画に登載した事業に含めて合併特例債発行が可能ではないかということから、今回それを対象事業として挙げたということでもあります。

大平（恭）委員　やっぱりばたばた感があるんですね。教育センター、教育をつかさどるセンター的な機能を持つようなところですから、やっぱり重要だと思うんです。そういうところを考えると、十分に計画を練って、例えば特例債事業が適用になるからやるという話じゃなくて、これ別だと思います。合併特例債は本当に新市建設計画の中で一体感を醸成するために計画に基づいて、主に建設などの事業について国から交付税措置されるのをとらまえて今までやってきたわけなので、もう10年、これが適用になれば20年になるわけです。やっぱり教育なんてのは基本的なところですから、本当にばたばたと後で決めるのではなくて、私はこの合併特例債の対象になるからやるんじゃないじゃなくて、そもそもどういふことでやらなきゃいけなかった議論がなかったんじゃないかなと、そこを危惧します。それで、センターをやるということでしょうけど、合併から15年経ってできなかったものが本当に5年でできるんですかというのがあります。これは、対象事業となった暁にはこれを進める。ならなかったときには進めない。そういう位置づけのものですか。確認します。

吉澤企画政策課長　特例債の発行の対象となるならならぬにかかわらず、これは進める事業として考えておりますが、特例債の対象事業となるものと既に協議しております。

大平（恭）委員　それから、大規模改修のことについてですけど、どの程度今残っていらっしゃるのか。これから特例債の事業についてやろうとしているわけですけども、これはどの程度期間を見てらっしゃるのか。その辺も含めてお答えをください。

吉澤企画政策課長　大規模改修につきましては、およそ9億円程度となっております。

大平（恭）委員　何箇所ですか。

吉澤企画政策課長　失礼しました。既存庁舎の解体、改修を含めて9億円ということになります。

大平（恭）委員　校舎です。小中学校の学区再編事業で校舎の大規模改修ということであつたでしょう。違うんですか。そこじゃないんですか。庁舎の大規模改修ですか。

吉澤企画政策課長　想定しているのが魚沼北中の大規模改修ということでありまして、対象経費が5億円です。

大平（恭）委員　これは対象になろうがなるまいがやらなきゃいけない話なんで、いつまでに完成する予定ですか。事業終わる予定ですか。

吉澤企画政策課長　新市建設計画における県の協議では令和4年としております。

大平（恭）委員　確認ですが、ほかの校舎の大規模改修はもう終わっているということでしょうか。

吉澤企画政策課長　新市建設計画における学区の再編事業として挙げておりますので、学区の再編に絡む対象の学校ということで、今申し上げた魚沼北中ということでございます。

大平（恭）委員　これの対象にならない学校の大規模改修も予定されているということですか。

堀沢教育委員会事務局長　校舎の大規模改修というところで対象となっておるのが、須原小学校、宇賀地小学校。宇賀地小学校は予定では令和3年から入る予定と現在しております。広神中学校体育館、魚沼北中学校があります。

大平（恭）委員　今のは学区再編とは違う校舎の大規模改修であって、対象の事業は魚沼北中学校ということで、確認ですけどよろしいですね。

吉澤企画政策課長　県との協議の中で挙げている学校につきましては、魚沼北中の大規模改修、入広瀬中の解体ということで挙げております。

大平（恭）委員　今回、東日本大震災でこういう合併特例の期間が延長というのが出されたと同っております。聞くところによると160余りの自治体から、それ以外に強い要望があって、その考え方に国が動いたという話も伺っております。当市は合併から15年。先ほど挙げた対象事業、3つ残しているわけですがけれども、特に庁舎建設で非常にタイトな日程を余儀なくされている部分があったと思いますので、今後特例期間の延長については国への要望等は出されていたでしょうか。

佐藤市長　庁舎の建設についてはしておりませんので、期間内にちゃんと完工させるということでしておりますので、お願いしたいと思います。

森山総務政策部長　要望までは市のほうではしていませんでした。

大平（恭）委員　新潟県は日本でもかなり合併の進んでいる県でありますけれども、県内の自治体ではそういう要望、市長会、町村会等含めて、要望があがっていたでしょうか。それについて確認します。

佐藤市長　市長会で特にそのことについて要望があがっていることはないです。町村会の中身については私ども市長会のほうでは知り得るところじゃないです。

渡辺委員　先ほど聞かせていただいた、全体で発行可能額が239億円のところ、この令和元年度終わりますと約150億円程度消化するという形になるかと思えます。そして一応この残り、延長された5年間で今のところ計画として上がっているものとしては14億円程度考えているんだという話でしたけれども、当初より239億円を10年間で消化するなんていうことをすると、後年の公債費が大分上がってきてしまうので、全部発行額を使い切るなんてことをすると財政が大変になるから、全部使い切れないという話があった中で、ある意味、期間としては倍の期間の中で借入れが可能になったと考えられると思います。発行額、残すところ74億円を今の計画ですと残して延長期間でもし終了になればこれで終わるということになるかと思えます。当市とすれば、先ほど来、うちは延長を要望してこなかったのかということについては過疎債がかなり有利な起債としてありますので、そのあたりでどうしてもこの合併特例債使わなくてもできるという考え方もあるかもしれないんですけども、この計画の中には教育センターも当初の計画からしっかりと設置事業ということで載っておりますし、そのほか総合ブランド事業ですとかいろいろなものが載っているわけです。図書館も今の小出郷図書館のところにするということになっていますけれども、事業の計画が変わって中央図書館というようなことがもし出てきたとき、この5年間の間にまだ74億円使える中で、これを計画の中に、これからの5年ですのでわかりません。市長とすればそういったことも、今後いろいろな情勢も変わった中では計画として上がっていてもということはお考えでしょうか。

佐藤市長　この合併特例債の総額を使い切るということじゃなくて、事業を認めてもらっているということですので、当然請け差が出ればいらなくなる部分があると。だから余ったから使えるというものではないと認識していただきたいと思います。

森山総務政策部長　当初の新市建設計画は6カ町村の合併協議会で固まって、これが出てきているということですが、今現在の計画で動いているのは、魚沼市総合計画で動いております。第一次が終わって今第二次の途中まで来ているというところではありますが、その総合計画の中で計画をしていた事業が今現在動いていて、その結果239億円中130億円、150億円という結果に今なっているということですので、これからの5年間についても基本的には新市建設計画はありますけれども、総合計画に基づいた事業運営をしていく中で必要があれば合併特例債を発行すると。この新市建設計画の中に含まれている事業と総合計画の事業が一致するものがあれば、その中で発行していくという考え方で進めていきたいという考えであります。

渡辺委員　私も、当然そこは新市建設計画の中であれば、先ほど言った14億円で終わるという話じゃないということも当然わかった中でお話しさせてもらっていますので、総合事業の中でもそうですけれども、新市建設計画の中で謳われていたものが現実としてはできあがってこないものもいっぱいあるわけです。その中でしっかりと合併当初の夢、夢だけだったのかもしれないですけれども、そういったものを今後、あと5年延長になった中で少しでも近づけていくようなお考えがあるかという話だったんですけど、今の答弁でもし総合計画の中で事業を今後するものの中で合致するものがあれば当然使っていくんだというお話でしたので、その程度で理解させていただきます。

本田委員長　ほかにございますでしょうか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第104号について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第104号 魚沼市新市建設計画の変更については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

しばらくの間、休憩とします。

休　　憩 (11:28)

市長退席

再　　開 (11:29)

本田委員長　休憩を解き、会議を再開いたします。

(11) 所管事務調査について

・第二期魚沼市子ども・子育て支援事業計画(案)について

本田委員長 日程第 11、所管事務調査についてを議題といたします。まず、第二期魚沼市子ども・子育て支援事業計画（案）についてを議題とします。資料が配付されておりますので、執行部から説明を求めます。

堀沢教育委員会事務局長 第二期魚沼市子ども・子育て支援事業計画（案）につきまして、広井子ども課長に説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

広井子ども課長 第二期魚沼市子ども・子育て支援事業計画（案）について説明させていただきます。まずは、この計画策定の趣旨、背景についてでありますけれども、子育て施策のさらなる推進と、全ての子供が健やかに成長することができる社会を実現することを目的といたしまして、子ども・子育て支援法第 61 条の規定に基づき、全国すべての市区町村で一斉に策定する計画となっております。平成 27 年 3 月に策定した第一期の計画が今年度末で終期を迎えます。従いまして来年度以降、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間の第二期計画をこのたび策定させていただきたいと思っております。計画策定の経過でありますけれども、まず平成 30 年 12 月からことし 1 月にかけて、子ども・子育て支援ニーズ調査を実施いたしました。これも法律に基づいて実施することが義務づけられている調査であります。こちらの対象は小学生以下のお子さんを持つすべての保護者を対象といたしまして、約 2000 世帯、2000 人を対象にアンケート調査を行いました。それから、15 名の委員からなる魚沼市子ども・子育て会議における審議を今年度 4 回行いまして計画案をまとめたところであります。内容につきましては、お手元の計画により説明いたします。

（資料「第二期魚沼市子ども・子育て支援事業計画（案）」により説明）

今後のスケジュールでありますけれども、12 月下旬から約 1 カ月間、パブリックコメントを実施する予定であります。その後、パブリックコメントのご意見などをいただいたうえで必要に応じて見直しなどを行い、今年度 3 月末には計画を策定していきたいと思っております。簡単ですが以上です。

本田委員長 それでは質疑を受けたいと思います。質疑ございますでしょうか。

渡辺委員 3 月には決めたいということですから、この中で少しでも変わるのであればとは思いますが、ほとんど変わらないのかなと思いつつも、一応区域の設定については 1 区画ということで、従来どおり変わらずということで案が出てきました。福祉課のほうの生活圏域のほうは 3 圏域ということで、来年度もう一つふやしていこうという計画になっていますが、正直なところもう一つふやすにあたって本当にそれがいいのかどうかというあたりも検討されている中で、1 区画。福祉課のほうも 1 圏域を 3 圏域までいくまでの議論のところも大変だったんですけれども、本来であれば地域密着型できちんとそこで生活が成り立つということを考えていくというところに立脚したときには、福祉課と一緒にあって、今回私一般質問でさせていただきましたけれども、教育委員会子ども課のほうで持っているこの事業の計画案と、福祉課のほうでやっている地域共生社会としてのあり方みたいなものは一緒になって計画を立てていかなきゃいけないはずであります。そういったときに例えばネウボラです。子育て世代包括支援センターの設置も来年度もう義務づけられていて、そこについてもうちは 1 カ所ということだと思っておりますが、地域包括支援センターと一緒に支所的な役割としてそこに設置することもできますし、設置したときに必要な

人材を重複しながら使っていくということも今後できるようになるという、国はそういったこと想定しているわけです。そうすると、この事業が本当に福祉課とのそういったところですか、全庁的なことですかと一緒になって計画を立てたんでしょうか。まず聞かせてください。

広井子ども課長　福祉課との連携あるいは事前協議ということについては、そこまでは行っておりません。

渡辺委員　地域共生社会をつくっていかねければ、これから人口がどんどん減少していく中で、そしてまた本市のように過疎化が進んでいるような地域をどうやってサービスを維持していくかということを考えたときに、そちらの方向に向かっていかねば維持できないと国全体そしてまた地方も思っているわけです。そうした中で、今のお話ですと福祉課と連携していませんということですから、この計画も5年ごとで見直しをしていきますので、今ここでどうしても今していなかったんだから、もう一回しなおせという話ではないんですけれども、むしろは今年3年ごとの計画ですし、こちらは5年ごとの計画です。一緒に改定になる時期というのがまたいつ現れてくるかわかりませんが、そこは別としてきちんと整合性を図っていくために、庁内の中でそういった連携して地域共生社会をどうやっていこうかという場所が一つないと、なかなか別々の計画をつくっていても難しいのではないかと思うんですが、この計画ができあがった後、その後区域なんかについても見直しを図れるという可能性が出てきたときには、5年の中を待たずに計画は変更できますでしょうか。

広井子ども課長　一応計画の中間年に見直しをすることにはなっております。その前に福祉支援課との協議はさせていただきたいとは思いますが、ただ今現在の利用を見ますと保護者の皆さんは割と地域をまたいで、自分の居住地ではない地域での保育園を利用されている方もいらっしゃるという実態もありますし、計画策定の経過でお話ししましたが、子ども・子育て会議の審議の中では特に異論もなかったという中で策定をさせていただいたところであります。

渡辺委員　この子ども・子育て支援について、子ども・子育て会議の中で国の中の動向ですか、そういったこともしっかり勉強する時間とかつくっていただきたいという気はしておりますけれども、なかなか皆さん理解がない中で策定されてしまったんだというのは、前回のときも本当に残念な思いでした。幼稚園の数にしても、ちょっと別のところに行きますけれども、量の見込みのところに入らせていただきたいと思っておりますけれども、今ここに保育の量の見込みとありますが、確認します。67ページです。これの①の量の見込みというのがこれからの5年間の中での量の見込みだと思います。確保の内容ということに入りますけれども、認定こども園につきましては今の守門の認定こども園だと理解します。それから、幼稚園、保育園、従来型幼稚園、地域型保育事業、このあたりをきちんと説明していただきたいと思っております。

広井子ども課長　量の見込みにつきましては、子育て支援ニーズ調査の結果を受けまして、あと国のほうで定められた算式というのがございます。そういったものを用いながら量の見込みは算出をさせていただきました。②の確保の内容ですけれども、まず認定こども園、幼稚園、保育園。こちらは厚労省所管の子ども・子育て支援新制度の中の施設であります。

従来型幼稚園といたしますのは、厚労省所管ではない文科省所管の従来からある幼稚園。具体的に申し上げますれば私立のめぐみ幼稚園がこの従来型幼稚園に当たります。最後、地域型保育事業でありますけれども、これも子ども・子育て支援新制度の中で出てきた事業でありまして、地域密着型の小規模の保育施設等がこの地域型保育事業に当たるものであります。

渡辺委員 確保の内容の中の、この特定教育・保育施設の中の幼稚園というところで105あります。私の認識では、以前は守門にも5歳児だけでしたけれども幼稚園があって、前回つくるときにはこの認定こども園、全くゼロだったのがこうやって認定こども園の数が出てきたので、そういう意味では評価させていただきますけれども、認定こども園に移行する。これだと少しずつ数がふえていますから、認定こども園に今後移行していくのであれば、確保の内容、ふえているということは恐らくふやしていきたいと気持ちがあるわけですね。そうすると保育園のほうですとか幼稚園のほうとかの数が減っていかないとつじつまが合わないのではないかと思うんですけれども、そのあたりはどうしてこのままの数が載っているのか教えていただけますか。

広井子ども課長 今ほどのご質問は認定こども園の1号認定のことでしょうか。認定こども園の1号認定と、保育園の確保の数との関連だと思われませんが、認定こども園につきましては、委員のおっしゃるとおり5カ年でふえております。ふえていると言いましても、令和4年度から60ということで、それまでは15ということになっております。保育園につきましては減っております。保育園につきましては子供の数が減るということを考えて、人口推計等から減少傾向にあるということで減らしておりますし、認定こども園の1号認定につきましては、従来型幼稚園のところの皆様ご承知のとおり、めぐみ幼稚園が令和3年度末をもって閉園するという状況がございますので、若干認定こども園のほうに閉園を受けて移行するということが考えられるということで、令和4年度から数字をふやしているということであります。

渡辺委員 こどもざっくりと結局一区域で考えているので、こういう数字になってきて、非常にわかりづらい。これも区域ごとに、せめて北部地域、小出・湯之谷地域、堀之内・広神のような形で区域が分かれているのであれば、そこに今現実にどのくらいの保育の見込みがあって、整備足りないとか、その分計画の中でそれに沿った形にどうやって整備していこうかという議論ができるのに、1区画にしているので全体像が本当に見えづらいということがここでは起こってきていると思います。そうすると120あるうち、今の現状に合わせて生徒数が少なくなっている分、120が45減るのではないかという見込みで、そうするとこの2号、3号のところについても今ある定員数として、ここをどうしようかといったときに、ここを変えていくということになって、その分がふえているんだと思うんですけれども、これから民営化計画を立てていく中で、私は当然やっぱりこども園化をしっかりとしていかなきゃいけないんじゃないかという気はします。そういったことはこの中にはうたわれているんでしょうか。

広井子ども課長 今ほどのご質問の件につきましては、次のページ68ページに提供体制の確保の内容及びその実施時期という項目がございます。そちらにめぐみ幼稚園閉園後の対応といたしまして、既存の保育園を認定こども園に移行することを検討しますということ

を書かせていただきました。こちらは委員ご指摘のとおり再編計画との兼ね合いもありますが、再編計画でこれから中身を詰めていく中で既存の保育園の、全てではないとは思いますが、幾つかを認定こども園に移行し、そこで1号認定、いわゆる幼稚園としての施設を確保してまいりたいと考えております。

渡辺委員 時間的にきょうはたつぷりと時間取っていただいているので少し専門的な話になりますけれども、数字としてここに1号認定として表れている数が必ずしも確保の数に載ってくる必要なくて、実態としては2号、3号だという方だったとしても、やはり幼児教育受けたいという方、私いらっしゃると思うんです。そういったときに、ここで1号認定に対応できる施設のめぐみ幼稚園、すもんこども園と入広瀬幼稚園だけがあがってきていますけれども、今の保育所も民営化するときに、私はここの認定こども園のところをしっかりとふやしていくような計画のほうが今後の幼児教育のあり方ですとか、魚沼市がしっかりと子供たちにどう教育をしていくのかということ踏まえたときには、あつてしかるべきなので、今後のところに3施設だけが認定こども園として考えていくんだというのはちょっとやめて、できれば保育園の民営化のときにこども園に移行することについても検討しますというところあたりはどうでしょうか。そう読めるんですか、これは。

堀沢教育委員会事務局長 先ほど子ども課長のほうが説明をさせていただきましたが、まずここで考えているのは、めぐみ幼稚園さんが閉園されたときにその受け皿が、1号認定のお子さんの受け皿をどこかで求めておかなければならないということで、まずはそこで受け皿を令和4年度までにつくりたいということで書いてあるのであって、現在のめぐみ幼稚園、すもんこども園、入広瀬幼稚園というのがそのままということではなく、現在の保育園のどこかを認定こども園にしておかなければならないということで、それについての検討をするという説明を先ほどさせていただいております。これから民営化するときに云々かんぬんというのは、この子ども・子育て支援事業計画ができあがり、現在再編に向けて動いております中で、これを踏まえてきっちりと計画づけていくということになります。再編計画はこれを踏まえた中で別のものができあがるということになります。

渡辺委員 何言ってるかさっぱりわからなかったんですけど、まずはこの魚沼市子ども・子育て支援事業計画がしっかりあったうえで、これにのっとったうえで、今度は民営化計画もこれに沿った形でつくっていくということですよ。確認です。

(「はい。そうです。」と呼ぶ者あり)

であるならば、もう少し既存の保育所ですとかが認定こども園になってもいいような幅を持たせた形でないといけないんじゃないでしょうかという話を私はさせていただいております。今私立の保育所も本来であれば認定こども園に移ってもらいたいという気持ちはあるんですけれども、お母さん方のニーズからすればやっぱり幼稚園としてのしっかりとした教育みたいなのも欲しい。でも自分は仕事をしているからお残りでの預かりもちやんとしてもらいたくて保育の機能も欲しい。両方の機能が合わさっている認定こども園というものを、まず魚沼市の場合、皆さんが実態を知らないというのものもあるかと思うんです。そういった中で実態だとか制度をよく熟知している職員が、今後当然民営化していくわけですから、その中で魚沼市のこれからのゼロ歳から5歳児をどのように教育していっ

て、支援していきたいかというのをしっかりとこの中に数字に表れなかったら、前回のときもそうだったんですけど、結局は途中で数字変えなきゃいけないかったですよね。入広瀬の幼稚園のこともあったりとかして急遽数字を変えなきゃいけないんですとか、それからももとは認定こども園入れてなかったものを、結局認定こども園つくらなきゃいけなくなってまた変えなきゃいけなかったりとかしたわけですよ。当初はこども園という名の保育所ということで計画を立ててきたわけですけども、それを認定こども園にできるということで認定こども園に急遽変えて、計画を変えたという実情があります。制度自体の見通しですとか今後の魚沼市の幼児教育及び未満児の体制をどうするかということ、このゼロから5歳をしっかりと踏まえたいうえで数字として落としていくときに、本当に市全体でわけのわからない数字を出すんじゃないで、本来であれば区域だとかそういったものがしっかりしている中で今この人たちがこれだけいますというのがわかるのが本来だと思います。その中でこの1号、2号、3号なんですけれども、見込みの量、各地域に分けたらどのくらいというのは、この中でわかるところがございませうか。旧来の地域で。

広井子ども課長　本計画は提供地域を1地域ということで考えておりますので、そのような区分けはしておりません。

渡辺委員　これからのこともあるので、できればそれがわかるような資料を出していただきたいと思いますが、委員長いかがでしょうか。

広井子ども課長　この計画を作る前にニーズ調査をさせていただきましたけれども、住んでいらっしゃる地域はわかりますが、お子さんがどの地域の施設に通っているところまでは確かつかめないかと思っておりますので、なかなかニーズ調査の中からひも解くというのは難しいと思います。

渡辺委員　住んでいる人がそこに決まっていれば、その人たちが本来であれば、もし区域を幾つかに分ければですよ、その区域にはこれだけの需要がありますって。区域をまたいで通園するというのはどこでもあることです。その地域の中にどれだけの保育のニーズがあるかということとはつかんでおくべきことだと思いますので、当然それはあるということによろしいですか。

広井子ども課長　ちょっと調べさせていただきたいと思いますが、ただ、ニーズ調査ではつかめないものですので、今即答しかねます。

渡辺委員　ニーズ調査のときには、その保育所をお願いをしてニーズ調査をするんですか。それとも住所地のところの人たちの該当する子供さんを持っているところにニーズ調査の依頼をかけたんですか。どちらですか。

広井子ども課長　保育園を利用している保護者につきましては保育園を通じて配布いたしましたし、それ以外につきましては直接郵送させていただきました。ただ回収後は全て一まとめにいたします。

本田委員長　ほかにございませうでしょうか。（なし）質疑なしと認めます。本件につきましては、以上とさせていただきます。

しばらくの間、休憩といたします。

休　　憩（11：58）

再開 (13:00)

本田委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

・ 広神中学校・湯之谷小学校結露調査の結果について

本田委員長 次に、広神中学校・湯之谷小学校結露調査の結果について、資料が配付されておりますので、執行部から説明を求めます。

堀沢教育委員会事務局長 広神中学校、湯之谷小学校の結露調査が終了しておりますので、結果を齋藤学校教育課長に説明させますので、よろしく願いいたします。

齋藤学校教育課長 (資料「12月11日総務文教委員会資料 資料1 広神中学校・湯之谷小学校結露調査分析業務委託報告書」により説明)

本田委員長 ただいまの説明に質疑等ございますでしょうか。

大平(恭)委員 法的な瑕疵はないということで、今後も施工事業者等には対策を求めないということにつながるんじゃないかと思いますが、私は「湯之谷小学校1階講堂結露発生抑制対策と立案」というところで、見解というところがあります。確かに法的には基準を満たしている。でもやはり、真ん中の段であります、「このような地域であるため断熱基準以上の対応を考慮し、弊社の経験から土間下の断熱材厚さ50mm以上、その下に地盤からの湿気止めとして0.15mm」云々とあります。こういう対策というのはこの地域の特長として求めていかなきゃいけない部分だったのではないかと思うんですけども、そこから辺について法的に瑕疵はないにしても、ここの部分についてはどういう考え方で今後いくのか。お考えありましたら聞かせてください。

齋藤学校教育課長 現在の基準と照らし合わせた部分ですとか、こういった実際この地域でやっている部分の断熱材の厚さ等から考えると、厚さが薄いところがあるんですが、実際そういった施工をするとなると、下のほうの対策2、対策3のところにあるんですが、床面温度を下げないためには再施工、まず対策2としましては上のほうにさらに断熱材を入れ床をつくと。段差ができるのでスロープ等も必要になってくるという対策になります。対策3のほうは、床面温度を下げないために一旦全部撤去し、土間下ですとか地中梁に断熱材を施工し、再施工するという形になります。こういった再施工をするとなると、やはり多額の経費、工期もかかり使えなくなるという状況もあります。実際に今年度除湿器での対応、そして換気についても使い方、当時換気のときに窓を開けていたというようなこともありましたので、そういった使い方をしっかりしたところ、結露はなかったということで、現実的な対策の対策1ということで、今年度と同じ形で続けていくという考えであります。

大平(恭)委員 法的には瑕疵はなくても、この地域で実際に設計や施工にあたる事業者というのは、そこなりの立地の特性を考慮した中で、例えば法的に満たされていても、実情を反映するような建設事業にあたるというのが、私の感覚からすると当然かなと。これは最低基準であって、それを満たせばいいというレベルではないと思うので、ここは建設に

携わった事業者に対して何らかのことを求めていく必要は私はあるんじゃないかなと思いますけど、そこら辺についての考えはいかがですか。

堀沢教育委員会事務局長 施工業者のことでしょうか。設計業者でしょうか。

大平（恭）委員 両方です。私からすると、施工業者は設計に基づいて当然ながらそれをするということになれば、そこら辺の両者もしくは設計等に不備がなかったかどうか。もっと詳細に検討すべき案件ではないかと。莫大なお金が投じられているわけです。そこについて現場の対応のうえで今現在に至って、こういうことで委員会に報告されているわけです。そこを考えれば事の重大さは、建設に携わった業者に対しても私は当然きちっと求めていくものは求めていく。結果的にどうなるってこともあるけれども、私はそういう立場でやっていくべきじゃないかと考えるんですけども、その辺についてはいかがですか。

堀沢教育委員会事務局長 この件につきましては、いわゆる体育館とかいうところの部分もありまして、建設業者におきましてはこういう形になっている対応策はということで求めたというところもございます。実際に建物自体はもう完成し、使用がもうじき丸3年となろうとしております。このサクライ設計さんからの報告書といたしましても、対策としては1、2、3が考えられる。今年度やりました1が実際問題として現実的であろうという形で、これから実際にまた掘ってやり直しということが簡単にできるものでもありませんので、なかなか今後業者に求めていくというのは難しいものと考えております。実際に現場を施工した業者につきましては、湿気の問題が出ているということは十分承知はしておりますので、これから求めていくのはかなり難しいのではないかと考えております。

大平（恭）委員 求めていくのが難しいとかということではなくて、私は求めないといけないのではないかと思います。もう1点。対策として、対策1が現実的な対応だとおっしゃいました。でも今後、来年以降わからないです。湿気の場合で、何とも言えないですけど、かなりの量ですよ。お聞きしますと、1.5 リットルのタンクが1日で満杯になるとかいう日もあったりするわけです。そういう状況が本当に現実的な対応かなと私率直に思います。これから何年にもわたってあそこで食事をされるわけです。換気もそうですけど、やっぱりものを食べるというのは、家庭で考えても湿気があるところでは非常に衛生的によくないし、環境的には悪いです。はっきり言って。こういうところの対応を除湿器だけ。例えば除湿器も稼働が上れば上がるほど、すぐ劣化して更新ということにもなるわけです。その対応が本当に適切な対応なのかというのは、私は非常に疑問なので、ここは真面目に抜本的な対策を考えていくべきじゃないかと思えますけども、その辺についてはいかがでしょうか。

斎藤学校教育課長 除湿器だけではなく換気システムもあるんですが、当初結露が発生したときは熱交換の部分という仕組みがあったんですが、そこが使われていなかったということもわかりまして、今そういった換気システムも使いながらやっているというところですので、実際結露は発生していないという状況ですので、そういった運用をしていくというのが一番適切だと考えています。

大平（恭）委員 厨房も厨房につながる廊下とか、実際に火を使っている厨房設備があるところと併設して材料を受け入れたり、仕分けをしたり、いろいろそういう部屋があるわけです。そういうところにも湿気が及んでいるという話も以前伺って、この場でお話をした

ことがあります、そこは子供たちが食べるばっかりのところでもないわけです。だから私言っているんです。なので本当にその対応が適切かどうかもう一回考えていくべきではないかと思うので、今課長おっしゃいましたけども、その広範囲な部分についてもっと教育委員会として具体的に、私らが聞いたときは調査はしてないという話をしていたんで、今後きちっとつかんでやっていただきたい。そこについてはいかがですか

斎藤学校教育課長 今後も注視して、そういった結露の状況と、厨房も含め、注視して必要があれば対応を考えていくというようにしていきたいと思います

大平（恭）委員 注視ということではなくて、実際に具体的に現場に行って状況を確認すると。また聞きではなくて私らみたいな話ではなくて、実際に行ってどうなのかというのをぜひつかんでいただきたい。そこを聞いて終わりにします。

斎藤学校教育課長 実際に現場に行って確認をしてまいりたいと思います。

渡辺委員 今ほど責任を求めていくことはないということでしたので、私も当時入札の出し方ですとか、こちらの側が何かをきちんとそのことについてある程度対策を取った入札を本来しておけばよかったのかなど。そういったことがない中で、法律の範囲内で瑕疵がないということになれば当然難しいだろうということはわかりました。ただ、今ここに3つ対策がある中で、簡易さは一番ということで対策1を取ると決めたんですけれども、対策3は「数ヶ月の工事期間と多額の費用が掛かる」となっているだけで、現実にはどれくらいお金がかかるというあたりについては、見積もりは出してもらいましたか。

斎藤学校教育課長 こちらの見積もりは出してもらってはおりません。

渡辺委員 この工期と多額の費用を一旦はやっぱりきちんと。「永い目で見ればこの対策が一番である」と3番書いてあるわけです。子供たちの健康の面ですとか。これを設計業者だとかに求める、求めないは別としても、やっぱりここは工事期間と多額の費用というところを一旦はきちんと見積もり出してもらったうえで、本当にそれをしたほうがいいのか、あるいは議会も当然そこに絡んできて、どんなことがあっても健康のこととかいろんなことを考えれば、その費用使っても直せって話も、工期と金額によってはしなければいけないこともあるかと思うんですが、これについてももう一回調査していただく準備はできますでしょうか。

斎藤学校教育課長 これにつきましても見積もり等を取って、また調査をしていきたいと思っております。

渡辺委員 今年度、来年度の対策については対策1ということだと思いますが、これを見させてもらえば対策2は正直言ってあまり現実的ではないというところがあります。対策3は、お金はかかるかもしれませんが、現実にはやろうと思えばやれないことではないのではないかと考えております。そこは一旦はそれをしていただいたうえで、私としての調査で確認させていただきたいんですけれども、こういったときの入札なんです、入札かけるときというのは教育委員会の方が仕様書をつくって入札するんですか。

斎藤学校教育課長 設計業者に委託をした設計書をもとに入札をかけます。

渡辺委員 私が舌足らずで。私これ一番問題なのは設計だと思っているんです。設計書に従ってつくっていくわけですから、その設計の段階でこの魚沼市の特性みたいなものを考えたうえでの設計をつくっていただかなきゃいけないわけなんですけれど、そのときにそれも教

育委員会が自分たちで仕様書をつくって、手を挙げてもらうような形になるんですか。

斎藤学校教育課長 当初の発注するときは概算のこういった設計ということでの発注をし、実際の実設計の段階で設計業者と相談をしながら設計をつくっていただき、最終的に納品していただくということになります。ですので仕様書というのは細かい仕様書をもってコンサルタント業者に募集するということではありません。

渡辺委員 そうしますと、入札で設計業者が決まりました。その中でこういった省エネの設計どうしようとかいうのは担当者レベルで決めていきながら、設計書ができあがっていくということですか。

斎藤学校教育課長 はい。そして打ち合わせというのはやっていきますが、こちらの法令的な部分ですとか設計の専門的な部分というのは、設計業者のほうでかなり調べた中で設計していくという形になります。それを確認するということです。

渡辺委員 今回地元の設計業者さんにこうやって調査を依頼したら、これを読むと、地元の設計業者さんであればもう平成 23 年ごろからはこの地域の特性を生かしながらの設計をたいていしているの、こういうことが生じることはないということが書いてあるわけですから、これから大型事業がどれだけあるかわからないんですが、地元の設計会社でなかったとしても、それを狭めたいと言っているのではなくて、ある程度そういったことがわかるような職員がきちんといらっしゃらないと、今回みたいなことはまた起きてくるのではないかと思うんですが、この後の対策は別としても、今後こういった大型事業のときの設計なんかに対しての対策というのは、この調査を受けて執行部で何か考えていらっしゃいますか。

武藤総務政策部副部長 一つの例としまして、新しい庁舎につきましては、地盤調査、湧水調査、全て行いまして万全の体制を取っています。

森山総務政策部長 どこの部署でこういう建築工事をするにしても市の仕事ということでありますので、こういった事例が残念ながら出てしまったということは真摯に受けとめ、しっかりと反省した中で、今後の工事、設計に生かしていくべきだというふうにはもちろん考えておりますし、そのためにはそういった指導ができる部署からしっかりと各部署にそういった話をしていく中で今後は対応させていきたいと考えています。

渡辺委員 今、部長が言ったとおりで、こういった大型事業を担当課に専門家の方がいなければ、こんなことがまたいつ起こるかわかりませんので、しっかりと対応していただきたい。そのうえで、今回の調査の費用はお幾らだったのかと、これはどこの予算から出ているのでしょうか。

斎藤学校教育課長 今回の費用につきましては、56 万 1,600 円という契約額になっております。学校教育課の委託料という予算で出ております。

大桃（聰）委員 広神中学校。これは今どうなっているんですか。対策取らなくていいのかお聞きします。

堀沢教育委員会事務局長 対策的には、何年前かというのはわかりませんが、除湿器で対応していたということでもあります。

大桃（聰）委員 現在の状況で被害というか、そういうのは改善されているということではないですか。

堀沢教育委員会事務局長　これを入れたとき、技術室だかが一番ひどいということで、そこに除湿器を入れたということを伺っております。その後、学校側でそこよりもこっちという形で除湿器を動かして、その場所は現在、技術室だったところは除湿器が動いていないと思います。それで現在、もう1台除湿器が欲しいとかそういった要望も出てきておりませんし、それなりの状態になっておるのではないかと思います。特に今年度につきましてはそのような話は聞いておりません。

大桃（聡）委員　この結露調査は、何のために、いつ始めたんですか。いつからやっている。いつ発注したんですか。ふぐあいがあつたからしたんじゃないんですか。それが改善されたかどうか聞いています。

斎藤学校教育課長　平成30年度に、1階廊下に結露が発生したということもありまして、今回の発注と一緒に調査という形になりました。

（「改善はされているのか」と呼ぶ者あり）

その1階部分にはことは出なかったんですが、別のところの廊下でまた一部結露があったという報告は受けております。

大桃（聡）委員　この分析の中に、瑕疵はないとか法的なことしか書いてないけど、何が起きていて、対策取らんわけでしょ。それは改善されるのかと、そこが問題なんです。今の状況がよければ別に対策取らなくていいけども、対策取る必要がある。ここに書かんばだめじゃないですか。今の状況は30年の廊下で結露。それ別のところという話も、それ改善されているのかどうか聞いています。

斎藤学校教育課長　その部分を特に何か対策を取って改善したということではないですが、換気の部分、窓を開けることによって床面が下がると結露が出るというところもありますので、床面が下がり暑い日があると結露が発生するというので、1カ所の特定の場所ということではありませんでしたので、対策としては換気等で注視していただくということにしております。

大桃（聡）委員　床面が下がるとはどういうことなんですか。

斎藤学校教育課長　床面の温度が下がるということです。

大桃（聡）委員　温度が下がるので結露しやすいというのはわかったんですけど、対策については今やっている換気を十分にやるということでもいいんですね。

斎藤学校教育課長　そういうことです。

大桃（聡）委員　湯之谷小学校の件なんですけども、先ほど渡辺委員も言いましたけども、設計屋さんのほうから対策1、2、3と提案があるわけですから、それこそ設計屋さんの分析だけじゃなくて、教育委員会としてどうするのかという分析しなきゃならないし、それにはさっき言ったような見積もり取らなきゃだめですよ。いくらかかるのか。この間のパソコンやバスの話もそうだけど、あんた方一切見積もり取らない。それちゃんと取って、費用対効果の部分もあるからきちんと報告をしてください。

斎藤学校教育課長　見積もりを取って、精査をしてご報告させていただきたいと思います。

大桃（聡）委員　先ほどの森山総務政策部長が今後のことでしめたような話をなさいましたけども、私、副部長に再三言っているんですが、教育委員会で建物をつくるプロがいるわけじゃないので、きちんと仕事ができるというか、教育委員会の仕事じゃなくて、建設だ

とかそういう仕事ができる人をきちんと張りつけないと同じことが起きるんですよ。中身がわからんから。実際湯之谷小学校の体育館は梁が細いもんだから、たぶん高くなっている。バレーボールするとボールがぶつかるとか、あんなのはぱっと見ればわかるんですよ、普通の人は。ところがそういうの全然わからない。前にも言ったような井戸を400メートルも掘る。水が欲しかったからなんて言ったって、ないところから出ないんです。そういうところが教育委員会は、建設だとかそういうことについてはど素人と言っては失礼ですけど、いろいろ異動しているからやったことがある人もいないわけじゃないけども、きちんとやるためには、全庁挙げてこのプロジェクトはきちんとやるんだみたいなことでやらないと、同じこと起きますよ。それと、さっき設計の話なんですけど、文化会館を東京の設計屋さんをお願いしてつくったときは、屋根の雪がどんどん押して、落下式だったから青氷みたいな、氷河みたいになってちょっとずつ落ちるんだけど、なかなか滑らないですね。どんと落ちるような構造じゃなかったから。それで雪止め入れて滑らないようにしたんです。そういうのは雪国のことわかっていないからなんです。今の業者は地元の設計屋さん入れて、アドバイスとかそういうことで東京の設計さんと協議しながらやるといって、それは非常にいいシステムなんで、そういうところも取り入れるようにしてください。以上です。

本田委員長　ほかにございますでしょうか。（なし）では、本件につきましては、現地の件につきましては対策1のほうで対応していくということではありますが、2、3につきましては、また宿題という形でよろしいですか。

（「お願いします」と呼ぶ者あり）

私からですみません。この件について、いつまでという話なんですけど、閉会中に取り上げることはできますか。実質的には1月、2月になろうかと思いますが、間に合いますか。

齋藤学校教育課長　見積もり等、次回の議会までにとって検討したいと思います。

本田委員長　本件については以上といたします。

・市有バスの事故防止対策について

本田委員長　続いて、市有バスの事故防止対策について、資料が配付されておりますので、執行部から説明を求めます。

堀沢教育委員会事務局長　市有バスの事故の関係につきまして、齋藤学校教育課長が現状の報告をいたしますので、よろしく願いいたします。

齋藤学校教育課長　（資料「12月11日総務文教委員会資料 資料2」により説明）

本田委員長　これから質疑を行います。今の説明に質疑等はございますでしょうか。

大桃（聴）委員　これ、運行業者から出していただいた事故防止対策書ということですよ。

小出タクシーさんと、観光タクシーさんと、奥只見タクシーさんはほとんど同じなんですけど、これは皆さん共有しているんでしょうか。独自でつくるといってことじゃなかったんですか。

齋藤学校教育課長　こちらの対策書を依頼したときに、事故の原因だとか、そういったことをほかの業者さんにも共有するために、一度集まっていたいただきまして打ち合わせ会議をし

ております。そこで原因等もこうだったという話をさせていただきまして、安全対策についてそれぞれ提出を求めたところではありますが、また集まった機会もありましたので、共有した中での対策書、各会社ですが出していただいたということです。

大桃（聡）委員　中見ると、ひかり交通さん、当事者の山峡さんなんかはかなり詳しく策を立てていらっしゃるようですが、先ほど私が言ったほとんど同じになっている3社の方って、通り一遍の簡単な感じが私はするんですけど、教育委員会のほうではこれで安全対策は大丈夫だと思っておりますか。

斎藤学校教育課長　資料の中には完全にはついてないんですが、緊急連絡体制ですとか、事故を起こしたときの別紙1ということで、フローチャートという形でのものを、主に体調がすぐれなかったときとか、眠気があったときには即刻運転を停止し、会社等へ報告するというような部分もつくっていただいております。安全対策については各会社でこういったものを提出していただいたということで、これを今後徹底していくという形で対策は取れたと考えております。

渡辺委員　このタクシー会社3社につきましては、一番下のところに有効期限は令和2年3月31日までとするとあるわけですが、これは年度かわりますとまた同じように出していただくということになるのでしょうか。

斎藤学校教育課長　また新しい契約をしたときは、その契約会社からこういった形で安全対策書を出してもらおうということで考えております。

渡辺委員　ひかり交通さん、山峡交通さんにつきましても、新たに契約を結ぶときには必ずこのような覚書を添付したうえで契約を結ぶということでもよろしいですか。

斎藤学校教育課長　そのとおりでございます。

大平（恭）委員　先ほど立ち入り調査の検討するという話をされていたと思うんですけど、これはどの程度の頻度で、どういう形で立ち入り調査を行う予定ですか。

斎藤学校教育課長　仕様書のほうにはそういった立ち入り調査もしますということで、盛り込む予定ですが、頻度としまして今まだそこは決定しておりませんが、年1回はとは考えております。

大平（恭）委員　事故というのはいつあるかわからないので、こういう形で起きてしまったというの踏まえて、先日でも報道でスクールバスでの事故等もあったようですから、いつ起こるかわからないという部分考えれば、やっぱり抜き打ち的にやるということが必要かなと私考えるんですけど、そこら辺についても検討されますか。

斎藤学校教育課長　その辺も検討したいと思っております。

本田委員長　ほかにもございますでしょうか。（なし）引き続き安全対策には注意を払っていただきたいと思いますが、委員の皆さんにお諮りいたしますが、今回のスクールバスの事故についての対応というところの、委員会としての調査は以上で終了としてよろしいですか。安全対策のほうで新たな報告事項等があれば、それはそれでまた受けます。

（「はい」と呼ぶ者あり）

委員の皆さんから合意を得られましたので、本件につきましては、以上で終了とさせていただきます。

続いて委員の皆さんにご協力をお願いいたします。行政視察で宿題が出ておりました。

その件についての報告がございますので、説明を求めます。

斎藤学校教育課長 （資料「魚沼市小中学校の授業日数（時間）についての確認事項」により説明）

本田委員長 今ほどこの資料の説明について、皆さんのほうで質疑等がございますでしょうか。また総括のところでも振りますが、課長の説明は理解したということによろしいですか。では、授業時間数については、以上とさせていただきます。

これで教育委員会の皆さんからは退席していただきます。（執行部退席）

・細野地区へのロータリー除雪車譲渡について

本田委員長 最後に、細野地区へのロータリー除雪車譲渡について、資料が配付されておりますので、執行部から説明を求めます。

武藤総務政策部副部長 私から前段として、去る 10 月 31 日に開催されました本委員会を受けまして、追加調査を行わせていただきました。その結果につきまして調査を行いました財務課長から報告をさせていただきます。

大塚財務課長 （資料「総務文教委員会資料 令和元年 12 月 11 日」により説明）

本田委員長 しばらくの間、休憩といたします。

休 憩（14：01）

再 開（14：15）

本田委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

今ほど説明がございました。これを受けての質疑を行いたいと思います。皆様のほうで質疑等がございますでしょうか。

大平（栄）委員 今この中で一番大事というか、譲渡しているときの条件として、補完的条件として 20 号線と 35 号線を除雪すると。それで市は譲渡したわけなんですけども、そのときの記録というか、どうやって除雪したとか、その日報がどうなっているか一番必要なんですけども、ないらしいんですけども、はっきりないわけじゃないとお願いします。

武藤総務政策部副部長 まず補完的部分の市道の部分の日報につきましては、10 月 31 日の本委員会で提出をさせていただきました資料の 7 ページ、8 ページ、9 ページに作業日報ということで、市の市道の部分の補完の日報はこれであるということがございます。

失礼しました。7 ページ、8 ページ、9 ページは駐車場部分のみということでございました。ということで、市道部分の日報はございません。

大平（栄）委員 市道のみということはあるということじゃないですか。市道じゃない。入っていませんということを書いてもらわないと。

武藤総務政策部副部長 それでは訂正をいたします。先ほどの 10 月 31 日の資料につきましては、市道部分はこちらの日報には入っていないということになります。

大平（栄）委員 それには西原環境と書いてあるけども、西原環境というのは、今も品川鉄

工ともあるけども、その中の駐車場ということでしょうか。それ書いてなかったけど。

大塚財務課長 前回配付しました資料の中の7から9ページまでの日報につきましては、工業団地の駐車場部分のみの日報ということだそうであります。

大平（栄）委員 もう1カ所なんですけど、主要地方道小出守門線とありますけれども、これはかなり長いというか、これは細野というか工業団地から出てきたところの道路で、細野と渋川を結ぶ道路だと思うんですが、この道路の許可ってというのは出ているんですか。道路除雪していいという。わからんばわからんで。

武藤総務政策部副部長 今ほどの大平委員の質問は、17ページの地図に基づく資料でございますが、その中で紫色に着色されております主要地方道小出守門線につきましては県道でございますので、これを随時除雪したのではなくて、堰普請とか堰の維持管理のために先に除雪したということでご伺っております。許可につきましては、こちらの小出守門線は除雪対象路線でございませんで、許可については必要ないものと考えております。

大平（栄）委員 もう1点。これは、除雪は何にも書いてなかったけども、これは金は出ているんですか。市から。それともどのようにして除雪、何回やったのかわかりますか。

武藤総務政策部副部長 こちらは主要地方道、県道でございますので、市からの除雪指示は出ておりません。

大平（栄）委員 ちょっと法律に関してなんだけど、これを言うと何も言うところないかもわからん。地方自治法の232条の2に規定されている地方公共団体の寄附又は補助ができる場合及び魚沼市財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例第6条の1項で規定されている物品の無償譲渡ができる場合は、いずれも公益上の必要があるときに限定されています。次に、物品の譲渡等が地方自治法232条の2に記載されている寄附又は補助にあたることは、無償譲渡は寄附又は補助にあたる時は、最高裁平成23年1月11日の第二小法廷で明示されているが、この判例においても公益上の必要性が典型的な不確定要素であるとしながらも、幾つかの判断基準に示されています。1つ、物品の無償譲渡は反対給付を求めない財政支援であるから、最終的には住民の負担に帰することから、法はこれにより特定の個人を利することなく住民全体の利益に資するよう行うことを求めています。次に、恣意的な寄附又は補助が許されないのは当然であること。3、対象となる事業の目的、趣旨、効用及び経緯、議会の対応、流用の危険がないかなど考慮条件であります。また、公益上の必要性の判断基準として、判例評論40号、判例時報1433号では、無償譲渡の目的、趣旨が適正か。2、ほかの行政支出目的と関連で当該譲渡に重要性、緊急性があるか。3、譲渡が公益目的に適切かつ有効な効果を期待できるか。4、譲渡を受ける個人又は団体の性格、活動状況が適正か。5、他の用途に流用される危険性がないか。6、譲渡手続きに事後の検査体制等が適正か。7、目的違反、動機の不正、平等原則違反、比例原則違反など裁量権の乱用、逸脱にならないか、ともうたわれています。これらに照らしても、今回の無償譲渡は適正であったとは言わないというか、こういうことなんです。わかったかわからなかったか、わからんけども、もう最高裁の判例でもそうだし、ほかの判例見ても物品は補助、寄附なんだと。だから、これやる時は長及び議会がやらんきゃだめなんだということなんですけども、そういうことです。それ、異議がありますか。

武藤総務政策部副部長 異議があるかということでございますが、異議ということではござ

いませんが、今ほどの委員のご意見、異議あるかという件につきましては、新潟地方裁判所で受付をされております、令和元年行ウ第 10 号の訴訟事件に関連する内容でございますので、お答えは控えさせていただきます。

大平（栄）委員 不当応訴とって、この間も大桃議員から言われたけども、そうすると、わかっててやったということになると、職員もそうけども、ものすごく罪とは言わんけど、そういうの重いんです。そうなったら裁判きりがないから。市が偽造文書つくったり、それとわかってやってれば、裁判費用がそれだけ市に負担かかるでしょう。市のお前さん方職員、ものすごく後から責任問題が出てくる。だから、俺は2回も一般質問したけども、それを改めないからこれを訴訟に持ち込んだんだけど、その間にいいか悪いかくらいわかっているわけだから、本当はこれを今みたいなことやっている職員と職員との継続というか、犯罪じゃないけどもわかっててやったということになれば大変ですよ。だから、今言うけども、武藤さんに教えておくけども、市長に任せておけばいいんだ。しっかり市長のほうと相談しておくと言えればいいんだ。言い直してもらえばそれだっていいけども。あんまり自分で責任背負わないようにしてくれないかな。かわいそうだから後から。前の市長みたいにみじょげらげで済まない。

武藤総務政策部副部長 大変お気遣いいただきましてありがとうございます。ただ、不当応訴かどうかにつきましては、それは裁判が判断することでございますし、12月4日に口頭弁論第1回目が行われましたが、特段不当応訴についての裁判所の判断はございませんでした。

大平（栄）委員 裁判ってというのは結審してから、結審がいつするかで、そのときに、不当応訴かなんてのはその後で決まらんだから。今これだけの判例を見ながら、見て自分たちが正しいか正しくないか見てやったら、市の金、この間も100万円でその後百何万円のあれだけじゃないかわらんけども、みんな市の損害になる。これ勉強して、よくなかったらその後そのように、後になってわかったってしょうがない。勉強してこれはよくないと思ったらやめればいいがんで、裁判所が言ったって、任しておくって、弁護士。あの弁護士は言うけども、4年間、魚沼市の裁判の証拠に対する偽造文書一緒になってつくらせたんですよ。そっけの弁護士に任せてどうなんだ。この問題もあの弁護士に179条の専決処分、言おうと思ったけど言わんでしまったけど、あっけの弁護士に任せてたらだめだからと言おうと思ったけども、俺がそっけのこと言うとこれがそっくり公文書に出るんだから、しっかりしてください。俺はそれでもなるだけ悪者が出ないようにして、あつてはならんと思っている。

大桃（聡）委員 今回出してもらった資料見ても、細野の場合は公益上の必要性がないという判断をせざるを得ないです。部長や副部長が何と言われても、私は認めるわけにはいかないと思います。この燃料代とか、按分とか、そういう話の中でも工業団地しか出してない。住民のところには周知がないし、住民が使うというところないわけです。区長が勝手に堰普請のための道割のとかそういうのやっているという感じしか取れないというところでは、あまり公益上の必要性がないと。下折立のところのも出してもらったんで、そちらについては最初の判断のところは同じようなことをやって、議会にも諮らないうで無償譲渡したという部分については、自治法違反だったり、譲渡に関する条例に違反

したりする部分は、私も指摘させていただいていますが、下折立の部分についてはきちっとやっていて、ちゃんと管理ができていると思う。これを見るとある程度の公益上の必要があるんだろうなど、そういう判断させていただきますが、そういう中でやはり細野は問題があるという中では、先ほど大平委員が言った、ほかに転用できないようにするか、そうならないような調査をするとかというの、補助するときについていかにとだめな話ですから、その辺をやってこなかった当局の責任の部分はあるから、これを細野から返してもらうというのはいかがでしょうか。それが私からの提案というか、これをおさめるための提案なんですけど、どうですか。

武藤総務政策部副部長　今ほどの大桃委員のお考えについては、今現在考えておりません。
大桃（聡）委員　裁判の話もあるので、何もしたくない気持ちはわからんじやないですけども、これをどうするのかという話の中では、委員会を立ち上げてこうやってやっているわけですから、今こうやっているんな資料を出してもらって判断してという中では、このまま何もしないというわけにはいかないと思うんです。当局が何も考えていないということになると、委員会でどうしようかということになるかもしれないですけども、私が今思っている一番の解決策というのは、手続きが間違っただけで返してくださいというのが一番いいのかなと思うんですけど、その点についてはいかがですか。

武藤総務政策部副部長　今ほどのご意見ですが、ただいま公益上の必要性につきまして、細野の件につきましてはこれが是か非かという案件で提訴され、係争中でございますので、その結果を待って判断したいと考えております。

渡辺委員　私もこの細野につきましては、やはり大桃委員がおっしゃるとおりで、とても公益的に使っているとは思えない結果だと思います。今確かに裁判で争っているからというお話しなんですけど、決めた当時、この資料の中見せていただきますと、外見上かもしれませんが一応は9ページ、11ページのところで打ち合わせがあり、もしかしたらこの間話をしていただいたのは12日の第3回役員会のところで話に出したけれども蹴られたのか、もしかしたらその前の段階でもちょっと話をしていたけれどもだめだったのかというあたりちょっと見えてこないんですが、区のほうが了解は得ていないんだけれども、その当時区長がご自分で区の了解を得たんだということで、区長名で持ってきているわけです。そうしますと、市とすればある意味、調査はきちんとできていなかったという過失はあるかもしれないんだけれども、外見上は整っていたということで公益上の必要性があるということで、そこで調印式をしてしまったことについては、私は致し方ないのかなと思っています。先ほど大平委員のほうから本来であれば経過、その後の調査、そういったこともきちんとしなさいということがありまして、この2年間の間は市がどうだったのかなというところを考えるとどうかなというところはあるんですが、ここまで委員会で調査を進めてくると、やはりこれが公益性があったというのは無理があるという中で、自治会側のほうにちゃんと公益性があるような使い方をしなさいとって指導するのか、もしくは先ほど大桃委員が言ったように、一旦は当然そのために譲渡したんだけれども、委員会又は自分たちの調査を進めていったらそのようにして使っていないので、これについては返却をしなさいという形にして、このまま続けるということは、私はよろしくないかなと思います。これだけわかった中で、公益上に使われていないというのが第

三者から見ても明らかにわかる状況の中で、市が今裁判でかかっているからといって、この後もこの状況を継続するというについては、私は一考があるかと思いますがいかがでしょうか。

武藤総務政策部副部長　　今ほどの渡辺委員が公益上に使っていないと断言されておりますけれども、そちらについては今係争の中での判断となると思います。ただ、10月11日の本委員会で私がお答えさせていただいたとおり、ことしの冬の時季を迎えますので、細野につきましても下折立につきましても、どのような使い方をしているのか、また運行日誌ないのであればつくっていただくような、そういう働きかけ、調査はしていきたいと考えております。

渡辺委員　　これで断言されましたがと言われて、今ここにいる皆さんがとてもこれを公益上で使っているとは思いますが、そういった中で、確かに今裁判で争われているから断言はできないという言い方をしますけれども、でも怪しさがある中で公平性ですとかそういったことを考えている中で、今のような指導だけで、指導といっても本当にきちんとするかどうかもありますし、本当は私も一旦これキャラにしてもう1回入札かけるだとか、あるいはきちんとした総会にきちんと諮っていただいて、自治会としてちゃんと認めたとというような何かしらのものがない中で、この冬このままいくということが、住民も含めて納得するののかというあたりは危惧しますので、今副部長あるいは部長だけの判断では難しいかもしれませんが、ちょっと持ち帰っていただけたらと思いますが、いかがですか。

武藤総務政策部副部長　　このシーズンの前に返却してもらおうという部分につきましては、全く考えておりません。

大平（恭）委員　　渡辺委員と同じですけれども、今武藤さんはこの冬、ある意味指導的なもので無償譲渡した自治会等に働きかけを行うということですが、私は例えば下折立のように、お見受けしますとこれは本当に適正にやっていると思われませんが、物、除雪車という物を考えれば、本当に住民にとっては命綱のところもあるわけです。やっぱり安易に、例えばいらなくなったから無償で渡すとかいうことも、補完というのものもあるかもしれないけども、住民のほうからすると非常に大事なものであって、しかも本当に公共性が高いものです。そういうことについて、不透明と思われるようなもの、それから今までそういうことに使って事故等が発生しないからいいとはいえ、やっぱり安全管理を適正にやらわなきゃ困りますし、今道路除雪、実際に事業者の方がやっていたら除雪と、住民から見るとほとんど変わらないわけで、それについても不測の事態が起こったときに対応を迫られると思うんです。そういう意味も含めて、きちっとそういうものの譲渡について、この除雪等について今後きちっとした譲渡をする際の取り決め、譲渡した後の対応、きちっとマニュアル等につくって、これを満たしなさいと、あるいは報告を求めるというのも含めて考えたほうがいいのかと思うんですけど、そこら辺は今後はどうですか、それ考えないですか。

武藤総務政策部副部長　　大平委員のおっしゃられている部分につきましては、10月11日に私もお答えさせていただいたとおり、今後は細野の件、下折立の実際に行っている件等も含めまして、マニュアル化につきましては検討していきたいと考えております。

大平（恭）委員 シーズン始まってしまいますんで、早急にやっていただきたいんです。これ今シーズンはとりあえず場当たりの対応ということではなくて、早急にそういった対応を市としての責任も含めてやらないといけないと思います。それはいかがですか、早急に。

武藤総務政策部副部長 今後の譲渡が発生した場合については検討はします。ただ、今現在無償譲渡した案件について足かせを科す、足かせを科すというのは失礼ですが、遡及適用になりますので、一般的に民法の中で不利益を遡及適用させることはできませんので、それについては、今現在行われている部分については考えておりません。

大平（恭）委員 裁判で争われている件もありますが、住民にとっては本当に大きな問題だと思います。これが本当にそういう対応だけで次から次へといろんなケースが出てきて、対応が困難になる場合も想定されますので、ここは今やらないと大変なことになるかなという懸念はあるので、そこも含めて検討していただきたいし、実際にこれは細野の例を見ると、渡辺委員が言ったように、誰が見ても公共性というのは非常に疑問を持つと思います。すなわち住民の方が見てもこう思うわけです。しかも細野の方の場合については、住民には周知していないというわけです。これについても私は何らかの形で、住民の方が全く知らないということはあってはいけないと思います。なぜなら、事業者なのか区長がやっているのか、よくわからないままずるずる行く可能性があるんで、大雪になった場合も特にそうだと思います。そこを考えると、まず住民に対してどうなのか、そこも踏まえて考えるべきだと思います。その対住民について、対応というのはいかがでしょう。

武藤総務政策部副部長 細野の対住民についての、知っているか知らないかについては訴訟の内容でも出てきます。本当にそうだったのか。そういうのも裁判で判断される部分だと思いますので、お答えは控えます。

大桃（聰）委員 先ほどの副部長の発言は訂正なさったほうがいいかと思います。不利益を遡及とおっしゃいました。ちゃんとしなさいというのが不利益になるということは、ちゃんと使っていないということ、副部長は認識しているんですか。そう思っているということですよ。

武藤総務政策部副部長 今ほどの内容でと申し上げたのではございません。あくまで行政処分としてのことを申し上げた件でございます。

大桃（聰）委員 マニュアルをつくってちゃんとやりましょうというのは、行政処分じゃないと私思います。

武藤総務政策部副部長 私はそうは思いません。

大桃（聰）委員 どう思うんですか。

武藤総務政策部副部長 ある一定の文書を提出しなさいと課すということは、行政名で行うということは行政処分と考えております。

大平（栄）委員 公益上の必要性がないってのは、長及び議会っての、それをどうしますか。これをここでもっていねんこと言うと、ただ、今ここで済むかわかんけども、法律違反ですよ。しかもくれちゃならねえんですよ、物品を。譲渡したのやったんだから、それまでに直さんかったら後のこと何言っても、後のことはだめなんだけども。湯之谷のことも言ったけど、湯之谷も1回は議会に出してもらわなければならない。そうしないと、次も、湯

之谷いいとか、やってることがいいとか悪いじゃなくて、市長が、職員がやっていいなんてことないんだから。それを裁判がどうのこうの。裁判なんて判例でもってやってらんだから。こっけんことわからんで、俺がこったそうなった場合には、直ちに、こっけんことがわからんで、議会の言うこと聞かないでやっていけば、即刻辞めてもらわんばならんぞ、そうなれば。だって細野集落じゃなくて個人のためだけのやってるがんに、またことし見てなんて、そうじゃなくて、議員がいるんだから、議会の議決でやらんでやったんだから、必要なのに。それをお前さんが何言ってもだめだて。それをどうするか。今ここでもって譲渡したのはちゃんとした手続き取らんかったということになれば、また先に進んで、裁判やめればその裁判費用も今やめたで済むし。早く言えば。この間だって、いらんのを応訴したんだから、これは一つ問題になっているけど。だから言ってることがもう全然職員の言うことじゃない。議員が言ってることに對して答弁できないなんてだめだ。だからお前さん方、譲渡するがんとしたんだから、これが法律違反でも議員の言うことでも、言っても書いてあるんでもわからんということになれば、それはもうどうしようもない。子供だって教えればわかるけど、子供より悪い。

渡辺委員　　質疑終結してほしいという意味じゃないんですけれど、今ほど執行部のほうは今後従来どおりの形でこの冬を迎えると言っています。ただ、私、今皆さんの中の話聞いてると、本当にそれでいいのかというところについて、やはりある程度、執行部がどうするは強制的にできなかつたとしても、この委員会としてはこれを受けて、先ほど大桃委員が言ったことと大平恭児委員の言ったこと、私の言ったことを含めて、ここでちょっと自由討議かなんかできる場所を委員長が持っていただけであればありがたいと思います。

本田委員長　　渡辺委員からお話いただきましたが、今質疑中でございますので、まずは質疑を完了させていただきたいと思います。それからの話になろうかと思えます。引き続き質疑を続行いたします。

志田委員　　先ほど大平恭児委員のほうから質疑があつたように、これから除雪シーズンに入ります。このままですと、今までどおりまたロータリー除雪機を使うような方向になると思うんですが、副部長にお伺いしたいんですが、話によるとロータリー除雪車を細野区長が一人で作業、運転していたと。ロータリー除雪車につきましては大変危険な機械でありますし、補助員がいなくなかなか視界も悪いし、運転席からでは左側の視界が相当悪くなります。一人で運転されているということに對して副部長はどういうふうに感じていますか。今現在。

武藤総務政策部副部長　　これも10月31日のときに出たと思いますが、当然なりわいとして行う場合については車両運送法がありますし、除雪に関する規定もありますので、複数ということであるということは産業経済部長の答弁からも私は認識しています。ただなりわいでない場合につきましては、そこまで規定はされていないと私は認識しています。

志田委員　　そこで、市から無償譲渡された機械が仮にロータリーの中で人身事故が起きたときに、そういう二人乗車ではなくて、一人で作業していた、そういったケースが起きた場合には、市に責任等を負うようなことはありますか。

武藤総務政策部副部長　　私のつたない認識では、所有権は移転しておりますし、市に一義的な責任は来ないものと判断しています。

志田委員　　そういう意味で事故が 100%起きないということはありませんし、100%事故が起きるといっても予測はつかないですが、そういった意味で危険防止をするために、危険防止をすることによって市民を守ることにもつながると思いますので、先ほど大平恭児委員が言ったように安全に対する機械の認定の仕様とか、そういったものを早急につくるべきだと、そこが市民を守ることにつながるのでないかと思いますが、いかがでしょうか。

武藤総務政策部副部長　　個別法例もありますので、そちらに照らしながら、運行簿の作成等も依頼していく中でお話をさせていただきたいと考えております。

星野委員　　正直、知らなかったという住民はほとんどというか、知らなかったということだったと思うんですけども、今後、住民に対して周知していただきたいという指示は、自治会長にされる予定とかないでしょうか。

武藤総務政策部副部長　　今回の資料に基づいての、知らない方もいらっしゃる。別の資料ではやっているのは知っていたという方もいらっしゃいますので、どの程度周知されているか私どもは判断できませんけれども、その判断につきましては、あくまでも細野自治会に任せたいと考えています。

星野委員　　皆さんと同じような質問で申し訳ないんですけども、全然違うところの地域からも「大分いいようにロータリー除雪車を譲渡されているような話があるけど、おらたちもいいように借りられるのかな」というような話もちらほら聞こえてきたりしているので、やっぱり譲渡する際の取り決めとかマニュアルをこの冬から必要だと私も思うんですけども、もう一度お聞かせください。

武藤総務政策部副部長　　ことしも 10 月に、最初には不用になった除雪車を自治会様宛てに必要ないですかという問い合わせはさせていただきました。その中で自治会からは手が挙がらなかったのが売却をしたということですが、早急に今後、この冬挙がらなかったことは次に発生するのは来年の秋ぐらいになります。不用除雪車の無償譲渡については、それまでにはマニュアルのほうについては、検討して作成していきたいと考えております。

大平（栄）委員　　最初のことができなくて、こんなことは問題にならなくて。それと細野区にくれたって、個人でやったら、詐欺横領の手助けになるんですよ。それもってやるんだら簡単だかわかんけども、そうじゃなくて地方自治法でもっておやして終わりたいと思っているんだか、細野区の判子ついてもらって個人がやって、後は何も書かないで、やることやらんで、くれるのも補完的なんていって誰も見てないじゃないですか。補完的にやった日報もないじゃないですか。それはまるっきり詐欺です。はっきり言って。だからそうならんうちに、言われないうちに、ちゃんと議会の議決を得ないばだめなんだから、公益上で。そこをしっかりと、自分がそっけの答弁しらいらんから、しっかりと市長のほうにそのように言ってみますと言え、それでいいんだ。人が教えておくがんに。面倒にならんように。悪者なんてつくりたくないんだ。

本田委員長　　ほかに質疑はございますでしょうか。質疑のほうはよろしいですか。

私のほうから少し委員の皆さんに投げかけさせていただきたいと思います。本事案につきましても、不明瞭な部分があるというところで、委員会で調査を開始いたしました。最

初の委員会で述べたとおり、不明瞭がなきようにお願いしますと私からも皆さんにお願いいたしました。今時点で不明瞭なところはございませんね。まずは調査の段階で。

渡辺委員　今の不明瞭というのは、これ以上執行部に聞くことがないかという意味での不明瞭でよろしいですか。これは、公益上どうだったかということについては、明確に公益上だったという適用はできないと思っているので、今の委員長が言ったことは、これ以上聞くことがないかという不明瞭でよろしいですか。

本田委員長　そのとおりでございます。よろしいですか。（異議なし）調査につきましては、以上とさせていただきます。続きまして、今ほど渡辺委員からも発言がございましたが、私としては委員の皆様のを尊重して委員会を進めたいと思っている基本姿勢であります。いかがされますでしょうか。委員間で意見交換等をするような形でよろしいですか。一旦休憩して、その中で皆さんで相談して決めたいと思っています。

しばらくの間、休憩といたします。（執行部退席）

休　憩（14：57）

再　開（15：10）

本田委員長　休憩を解き、会議を再開いたします。

それでは、今後の方針についてという表題をつけさせていただきます。委員間討議をさせていただきますと思っています。

しばらくの間、休憩といたします。

休　憩（15：10）

休憩中に自由討議

・無償譲渡が公益上の必要性に欠けるという部分が、ある程度皆さんの共通認識の中にあると思う。その辺を当局は認めたくないの、ああいう答弁になる。市長が提案して議会が認めればいいが、それをしないでやるという市長が独善的で議会軽視という部分があるので、これをうやむやにはしてはいけないと思う。質疑の部分はもういいので当局はいなくてもいい。委員会として何ができるのかという点を研究して、今後のことをどうするかを考えていきたいと思う。また、当局で、この雪で運用がどうなるのか見守りたいという話もある。その辺のところ動いたら説明させるのも一つだと思う。とりあえず継続して、何ができるのかという部分を探っていきたい。無償譲渡のあり方も含めて、今の譲渡も対応をどうするのか委員会で考える。

・細野区のほうは、これが本当の公益上として使われているか疑問がある中で、何もしないというわけにはいかないと思う。ある一定の結論は出さなければならぬにしても、今結論が出るわけではない。今ほどの意見のとおり、何ができるか調査していくことが一つある。また、細野区長はここに来て説明するようなことを言っているとのことだが、それはできるのか。執行部は、もう裁判になったので、これ以上聞いたとしても似たような返

事しかできないと思う。原告は和解ができれば取り下げてもいいのか。和解というのはどういう条件なのか。そこも含めて研究する。

- ・公益上の必要性の問題だから、この問題は議員がきちんとやっておかないと議員が悪いことになる。議員なんていなくてもいいという人がある。議員がきちんとした態度を取らないとだめだ。議員は法律で動いている。

- ・皆さんの意見でいいと思う。今後委員会で独自の調査、何ができるかというのを検討することはいいことだと思う。結論は出さなければならぬと思っている。法令上の問題の有無も不明瞭で、完全に払拭された状況ではない。除雪許可があるのにやったような形跡のある場合、警察対応になることがあると伺った。こういうことも実際どうなのかというあたりを区長等と意見交換ができたと思うが、住民側としても大変なことになるので実現は難しいかもしれない。議会も実情を把握するための調査を引き続きやって、次の対策や委員会としての結論も見えてくるのではないか。

- ・参考人招致という話がある。委員会としては可能であるが、この点についてどのような考えがあるか。

- ・区長を呼んでもあまり意味がないと思う。根本の問題は公益上の必要性である。それには区長は来なくてもいいと思う。また、ほかの方を呼ぶ必要はないと思う。

- ・今すぐということではないが、和解したときに取り下げるのであれば、取り下げるための和解の条件が整ったときには、細野区長も関係してくると思う。今すぐ呼びたいということではない。

- ・委員会として意思決定をしたいと思っている。

- ・法律上のことで和解はできない。きちんとしたけじめはつけなければならない。公益上の必要性がないということはきちんとしなければならぬ。補償問題については必要な費用を払ってもらい、機械を返してもらえばいい。

- ・公益上の必要性がなかったと認めた場合、一旦は返してもらうことが成立するのであれば、認めたことにはならないか。

- ・参考人招致は、招致しないこととする。

- ・公益上の必要性がないというのは、法律上の話である。市長が認めてしたことなので、違反しているのは市長である。細野区長が違反しているわけではない。必要性がないのに譲渡したのであれば返してもらえばいい。損害賠償請求の部分については条件の中で和解ができるが、法律違反の部分についてはだめという話。

- ・公益上の必要性がないということが明確になり、機械を返してもらうことになったとして、賠償金については、市長が認めるならゼロでいいという話もあり得るのか。

- ・賠償金は、裁判のときは書かなければならないから書いてある。使っただけの費用を支払い、機械を返してもらえばいい。それを市長に求めている。区長ではない。

- ・和解が成立すれば、損害賠償は請求しないということか。

- ・法律上のことは和解というわけにはいかない。

- ・議員皆さんで向かえば、市長はわかると思う。

- ・そこを含めて、今後の検討課題ということにする。

再開（15：25）

本田委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

今ほど、今後の方針ということで各委員の皆さんから考え方と聞かせていただきました。今後につきましては、委員会としてできるところが何件かありますので、その件につきまして引き続き調査するということがよろしいでしょうか。（異議なし）それでは、そのような方針で引き続き委員会を進めさせていただきます。本件については以上といたします。

（12）閉会中の所管事務等の調査について

本田委員長 日程第12、閉会中の所管事務等の調査についてを議題とします。お諮りします。本委員会が、閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長宛てに申し出たいと思います。ご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務等の調査については、議長宛てに申し出を行うことに決定いたしました。

（13）その他

・行政視察の総括について

本田委員長 日程第13、その他を議題といたします。まず、行政視察の総括についてを議題といたします。今回の行政視察に対する各委員の感想、意見等の総括をお願いいたします。順次皆さんからご意見を伺いたいと思いますが、お手元の資料に行政視察報告書がございます。皆さんのご意見を拝聴させていただきます。活字にいたしました。8番、所見のところがございます。これでよろしいでしょうか。意見交換、自由討議等は必要ですか。学校教育課長からも授業時間、日数の話もありましたけれども、そこにつきましては、この行政視察報告には含まれておりません。（異議なし）

続きまして、小松市、地域防災力向上の取り組みについてでございます。こちらにつきましても同じように皆さんの意見をまとめてございます。これでよろしいでしょうか。（異議なし）自由討議等は必要でしょうか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）行政視察の総括につきましては、議長宛てに報告することとさせていただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。（異議なし）そのように決定しました。今回研修してきた内容については、各委員の議員活動又は委員会でも引き続き検討課題として調査していくこととし、以上とします。

・議会報告会の意見・要望の取り扱いについて

本田委員長 次に、議会報告会の意見・要望の取り扱いについてを議題といたします。これより、議会報告会の意見・要望の取り扱いについて協議願います。11月22日開催の全員協議会で各議員へ資料が配付されています。当委員会への意見、要望については、配付済みの令和元年第2回議会報告会意見・要望取扱い区分のとおりであります。当委員会の該

当は、14番から38番までの25項目であります。事前に私と事務局担当で検討を加え、取り扱いの区分案、A、B、Cを記入済みです。これらについて検討願います。しばらくの間休憩し、順次取り扱い等を協議したいと思えます。

休 憩 (15:30)

休憩中に懇談的に意見交換

再 開 (15:38)

本田委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。休憩中に協議いただきました。結果につきましては事務局から報告させていただきます。

磯部議会事務局次長 今ほどお話いただいた件について、復唱いたします。14番A、15番A、16番A、17番C、18番A、19番A、20番A、21番B、22番A、23番A、24番C、25番A、26番A、27番A、28番C、29番C、30番B、31番A、32番C、33番A、34番C、35番A、36番C、37番C、38番Aとなりました。以上です。

本田委員長 本件につきましては以上といたします。

委員の皆さんからほかにご意見、協議事項等はございますでしょうか。

大平(恭)委員 これは、災害に特化したものが中心となっていますので、早速年明けから議論を始めて、一つでも方向性が見えるように委員会として取り組むというのが必要だと思えますので、議題にぜひ入れていただきたいと思いますということです。

本田委員長 少し休憩して、皆さんからご意見を伺いたいと思えます。

休 憩 (15:39)

休憩中に懇談的に意見交換

再 開 (15:49)

本田委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

今ほど委員会の今後の予定について、皆さんからご意見をいただきました。閉会中については、教育委員会の宿題、細野のロータリー除雪車、防災に関して取り組むこととする。保育園の民営化計画については、子ども・子育て支援事業計画のパブコメが終わった後に、恐らく2月定例会のこの委員会に報告が出てくると思うので、次回に取り扱うこととする。以上となりました。本日の会議録の作成については、委員長に一任願います。本日の総務文教委員会はこれで閉会します。

閉 会 (15:49)